第3次　名古屋駅周辺地区　都市再生安全確保計画

名古屋駅周辺地区安全確保計画部会

平成 30 年 5 月
（令和元年 7 月一部変更）

計画に関する用語について

【行動】

避難	大規模地震発生時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退避	大規模地震発生時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
一斉帰宅抑制	大規模地震発生時に、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる恐れがあるため、むやみに移動を開始しないよう呼びかけ等を行うこと（名古屋市地域防災計画においても「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ということが帰宅困難者対策の基本原則として記載されている）

【ひと】

滞在者	地区内に出勤・登校目的で来ている人（従業者及び通学者）
従業者	地区内に出勤目的で来ている人
通学者	地区内に登校目的で来ている人
居住者	その地域で居住している人
来訪者	地区内に買物・出張等で来ている人
帰宅困難者	滞在者・来訪者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
帰宅困難来訪者	帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
施設管理者等	企業・学校・駅・大規模集客施設・一時退避場所・退避施設・避難場所等・帰宅支援ステーション等の管理者・所有者・占有者
事業者	交通事業者・ライフライン事業者・施設管理者等

【施設】

一時退避場所	大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
退避施設	発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
情報伝達施設	滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
広域避難場所等	名古屋市地域防災計画において指定されている広域避難場所及び一時避難場所。大規模地震発生時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース

【その他】

ＢＣＰ (Business Continuity Plan)	各事業者において発災時における就業者の安全確保、事業の早期復旧、事業継続等の計画を定めた事業継続計画
ＤＣＰ (District Continuity Plan)	発災時においても地域全体で都市機能を維持するための機能継続計画
ＢＣＤ (Business Continuity District)	ＢＣＰ、ＤＣＰを通じた災害に強い安全・安心な街（事業継続基盤強化地区）

目　次

はじめに ―― 1

§1　滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の15第2項第一号）

1　計画の位置付け

1-1　計画の意義 ―― 1
1-2　計画の対象範囲 ―― 2

2　計画検討の前提条件

2-1　対象とする災害 ―― 3
2-2　想定する地震と被害想定 ―― 3

3　名古屋駅周辺地区の現況

3-1　滞在者・来訪者の状況 ―― 6
3-2　耐震建築物の状況 ―― 7
3-3　公園・道路の状況 ―― 8
3-4　大規模都市開発の状況 ―― 9
3-5　地区内事業者の災害への備え ―― １０

4　地区の特性からみた課題と対応方向

4-1　名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計 ―― １２
4-2　都市再生安全確保施設の確保 ―― １３
4-3　帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動 ―― １３

5　計画の目標等

5-1　計画が目指す目標 ―― １４
5-2　計画の作成・実施に向けての基本理念 ―― １４
5-3　目標の実現に向けての取組み ―― １５

§２　滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

１　発災時に実施する事務や平常時における準備等（法第 19 条の 15 第 2 項第五・六号）

1-1　基本的な流れ ―― １６
1-2　誘導の方向性 ―― １７
1-3　具体的な取組み ―― １７
（1）平常時における準備 ―― １８
（2）発災時に実施する事務 ―― ２１

２　都市再生安全確保施設の管理及び整備（法第 19 条の 15 第 2 項第二・三号）

2-1　都市再生安全確保施設の管理に関する事項 ―― ２２
（1）一時退避場所 ―― ２２
（2）退避施設 ―― ２３
（3）情報伝達施設 ―― ２４

2-2　都市再生安全確保施設の整備に関する事業 ―― ２４
（1）退避施設 ―― ２４

2-3　都市再生安全確保施設の位置図 ―― ２５

おわりに

１　計画の変更

２　計画の体制

―― ２６

参考資料

１「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」の概要 ―― ２７
２「情報伝達ガイドライン（試行版）」の概要 ―― ３１
３「情報伝達ツール」の概要 ―― ３５
４　帰宅困難者等の推計について ―― ３６

はじめに

平成 24 年４月に都市再生特別措置法が改正（７月１日施行）され、都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する制度が創設されました。この計画は、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、それぞれの実施主体が責任を持って実行する計画です。

当地域において初の取組みとして、大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者等が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区（以下、当地区）を対象に、第１次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画を平成２６年２月に作成しました。この第１次計画をもとに、退避施設の拡充や退避施設の開設・運営に係る地区の共通ルール・帰宅困難者対策に必要な情報伝達をまとめたガイドラインの作成などを盛り込んだ第２次計画（平成 ２８年２月）及び第２次計画（改定版）（平成２９年３月）を作成してきたところです。

今回、名古屋駅周辺の大規模開発が竣工してきたことから、より実効性の高い計画として第３次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下、本計画）を作成するものです。

「都市再生安全確保計画」とは（都市再生特別措置法　第 19 条の 15 より）

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下、「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画

都市再生安全確保計画の内容

・滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（目標等）
・都市再生安全確保施設の整備・管理
・滞在者等の誘導、情報提供など安全の確保を図るために必要な事務　等

都市再生安全確保計画の効果

・地域の防災性能の向上
・地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

§１　滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第 19 条の 15 第２項第一号）

１　計画の位置付け

1-1　計画の意義

当地区は、１日の乗降客数が約 122 万人のターミナル駅を有しており、広域から多くの従業者、通学者や買物・出張などの来訪者が存在します。超高層ビルや地下街などが立地する人口・機能の集積エリアとして名古屋都市圏の中心的な役割を担う地区であり、本計画の作成と事業推進により一斉帰宅の開始による混乱を防止し、滞在者等にとって安全な街、ビジネスなど事業継続性の高いまちを実現することは、地域としての防災性能向上のみに留まらず、広域的な救急・救命・防災活動等の円滑化や、名古屋市全域さらには名古屋都市圏全体の安全確保に資するものです。

また、名古屋都市圏はモノづくりの中枢圏域であり、首都圏のバックアップ機能も期待されます。名古屋駅は、関東圏と関西圏を結び、東京駅と同規模の乗降客数を有する全国的にも枢要なターミナル駅です。当地区で帰宅困難者対策を始めとした官民連携による安全確保対策を先導的に進めることは、我が国全体の安全・安心にも大きく寄与します。

本計画の意義と効果を十分に発揮するためには、事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定など自助による個々の企業等の取組みの促進を前提としますが、本計画により、地域としてさらに企業間等による共助（ＤＣＰ：District Continuity Plan）の充実を促し、将来的な地域像としては、災害に強い安全・安心な街（ＢＣＤ：Business Continuity District）という地域ブランドの確立を果たします。

さらには、こうした本計画の取組みによって都市の国際競争力を強化するとともに、世界に向けてその魅力をアピールし、名古屋都市圏の価値向上を図ります。

図-1　当地区の目指す将来像

1-2　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市再生緊急整備地域（平成 27 年７月 24 日指定）のうち、ターミナル駅が立地する名古屋駅周辺の堀川以西地域（名古屋駅周辺地区、約 209ha）とします。

図-2　計画の対象範囲

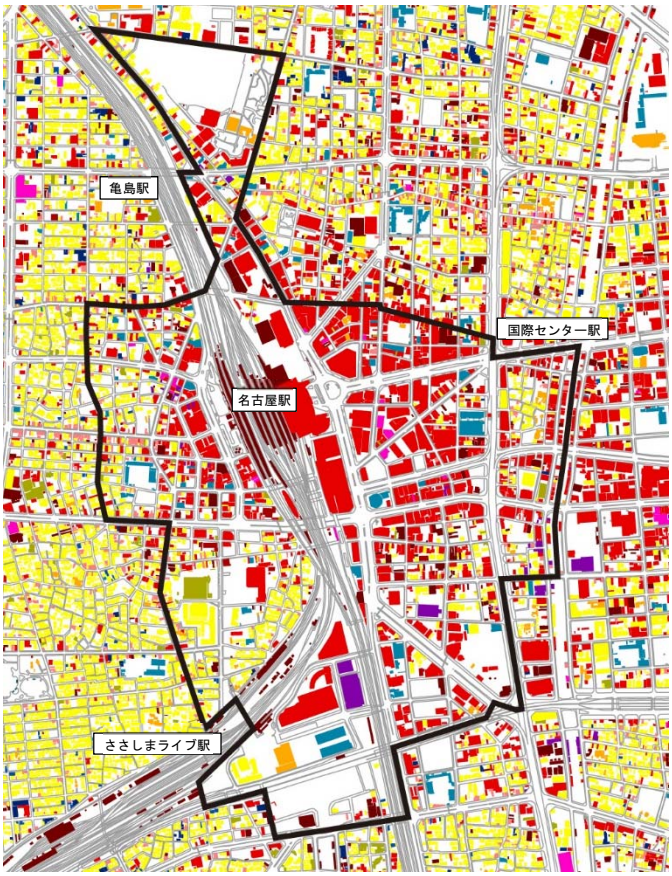

建　物　用　途（H28）	
建　物　用　途（大分類）	
	官公庁施設
	教育施設
	宗教施設・文化施設
	医療養護施設
	商業施設
	一般店舗施設・商業的サービス施設
	娯楽施設（バー・ストリップ・劇場）
	娯楽施設（運動・遊興・パチンコ・ゲーム）
	供給処理施設・運輸施設
	工業施設
	工業的サービス施設
	住居施設
	農漁業施設
	公園・オープンスペース
	墓地
	その他
	未建築地

（出典）名古屋市都市計画基礎調査（平成 28 年）の GIS データより作成

2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害

名古屋市域で発生する震度６弱以上の地震を対象とします。

2-2 想定する地震と被害想定

計画検討に用いる前提条件として、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成 24 年８月　第一次報告、平成 25 年３月　第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定します。

表-1 想定する地震

想定する地震	南海トラフ巨大地震（平成２４年８月　第一次報告）
地震動	・震度６強～６弱の揺れが３分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度４以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後１時間 40 分程度で港区に津波第１波が到達する。 ※当地区での具体的な浸水被害等及びその影響は、現時点では考慮しない。

表-2 交通機関・ライフラインの被害想定（県内、東海地域の状況）

交通機関	鉄道	・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・３日～１週間後は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。１か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度６弱以上の揺れを受けた路線の約50%が復旧する。
ライフライン	電気	・発災直後は東海三県の約９割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により３日程度で多くが解消されるが、東海三県では１～５割の停電が継続。１週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約９割以上の停電が解消する。
	ガス	・発災直後は東海三県の約２～６割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約６週間後に大部分が復旧する。
	上水道	・発災直後は東海三県の約６～８割が断水。１か月後には１～２割で断水状態が続く。
	下水道	・発災直後は東海三県の９割が利用困難となる。約３週間後に、９割以上の利用支障が解消する。
	通信	・固定電話は、東海三県で約９割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も１週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する１日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

当地区では、大規模地震の発生によって下図のような災害発生の危険性があります。災害発生時の被害の様相として、前掲の「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」に基づき、下表のような各事象を想定します。

表-3　当地区で想定される様相

物的被害	・揺れによる建物倒壊 （特に 1980 年以前の木造建物が多い太閤方面等に被害が発生する可能性）	全壊	293 棟
		半壊	521 棟
		木造全半壊	614 棟
	・長周期地震動により、高層建築物が影響		
	・出火件数		0.52～1.74 件
人的被害	・死者、負傷者	死者	75 名
		負傷者	1,245 名

参考として、南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成２６年２月 名古屋市消防局）に基づく当地区における災害発生危険性を図-3(1)～図-3(4)に示す。

※図-3(1)・(2)：震災に強いまちづくり方針（平成 27 年１月）の地震災害危険度評価より作成
※図-3(3)・(4)：南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成 26 年２月）より作成

○道路閉塞

図-3(1) 道路閉塞確率

（過去の地震を考慮した最大クラス）

（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

・建物倒壊、倒壊危険及び液状化等から、主要な街路にまで影響を及ぼすような状況は推定されないものの、当地区においても道路閉塞が発生する可能性がある
・特に幅員８m未満の道路が多い、駅西方面、堀川～江川線間において発生する可能性がある

○火災延焼の危険性

図-3(2) 火災延焼の危険性（延焼クラスター）

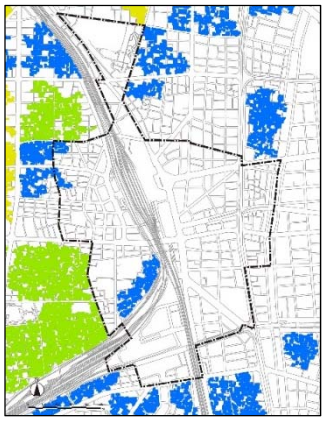

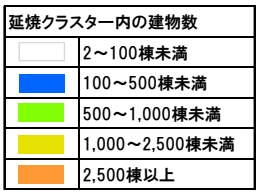

延焼クラスターとは、
市街地の火災に対する潜在的な延焼危険性を評価する指標で、出火を放置した場合に最終的に焼失する可能性のある建物群を示すもの。

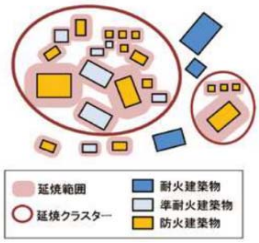

・当地区の周囲において、火災延焼による被害発生の可能性がある

○津波浸水

図-3(3) 津波浸水深・区域

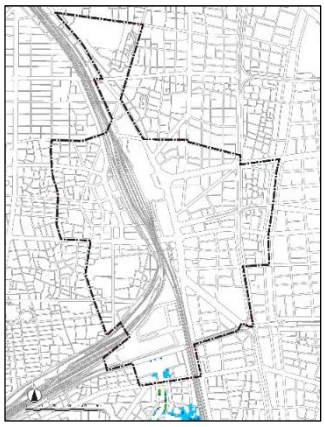

（過去の地震を考慮した最大クラス）

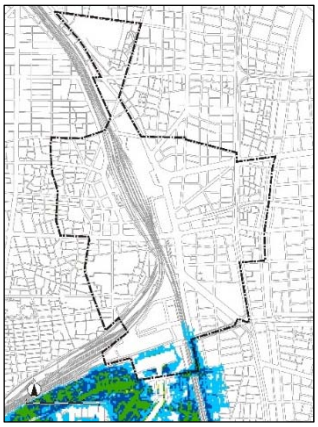

（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

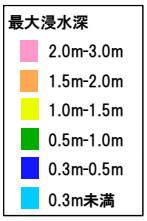

・地震発生後１時間４０分程度で港区に津波第１波が到着する
・中川運河の水門（常時閉鎖）が揺れにより破壊される等して、河川遡上を想定する場合、堀止船だまり周囲に 0.3m 程度の浸水の可能性がある

○液状化の可能性

図-3(4) 液状化の可能性

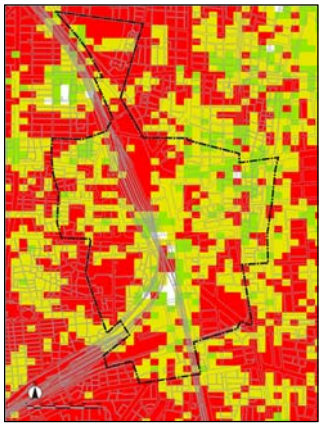

（過去の地震を考慮した最大クラス）

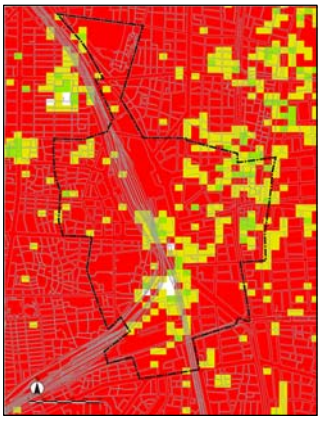

（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

・当地区は液状化発生の可能性が高い

3 名古屋駅周辺地区の現況

3-1 滞在者・来訪者の状況

滞在者・来訪者の集積が高いのは、名駅一丁目～四丁目、平池町四丁目（うち都市再生緊急整備地域）で、当地区全体の８割近くを占めている。

図-4 滞在者・来訪者の集積

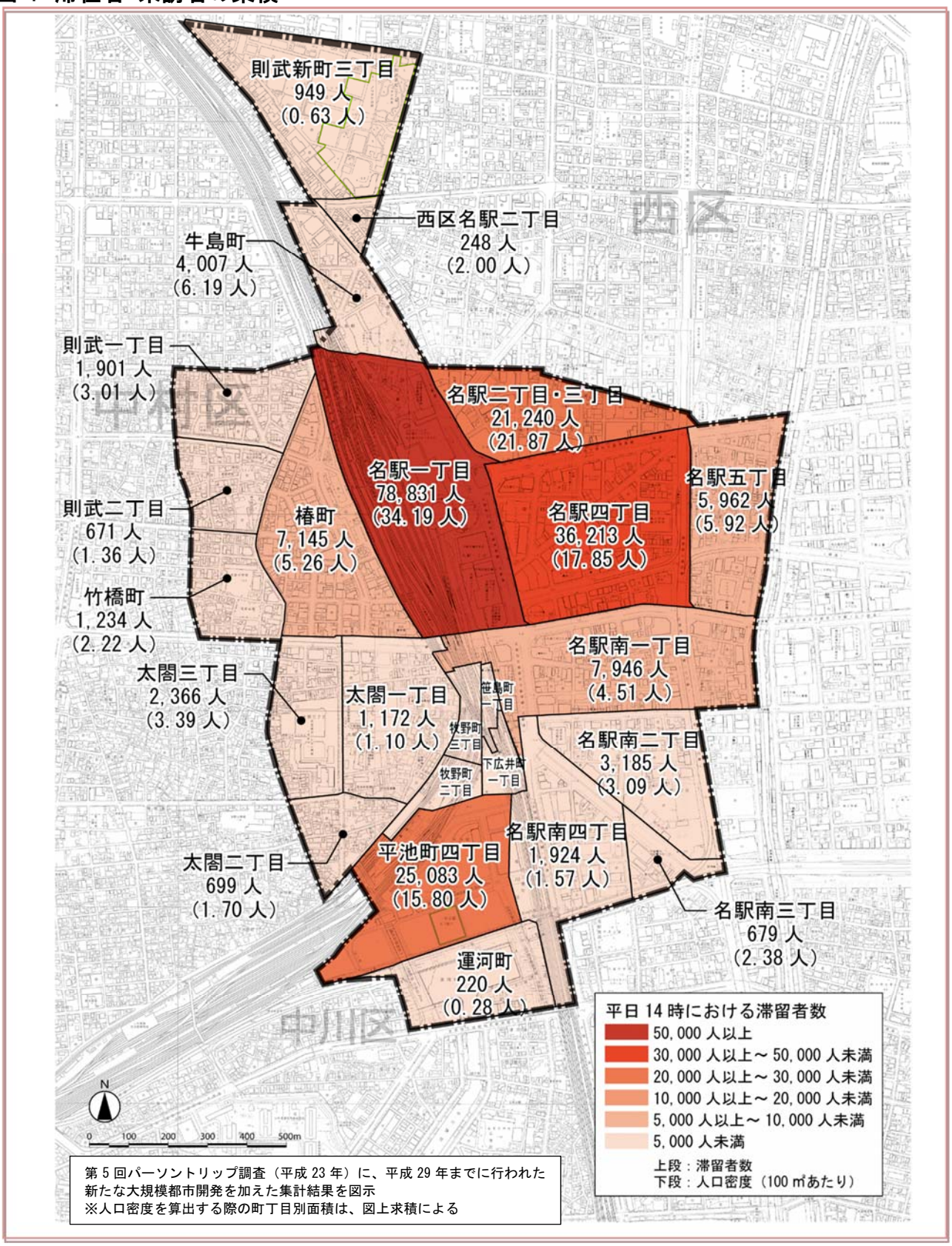

3-2　耐震建築物の状況

旧耐震建築物の割合は 26%となっている。名古屋駅前のように街区単位での再開発により建物更新が進んだ街区と旧耐震建築物が残る街区が混在しているが、目立った特徴はみられない。
（平成２９年時点）

図-5　耐震建築物の状況

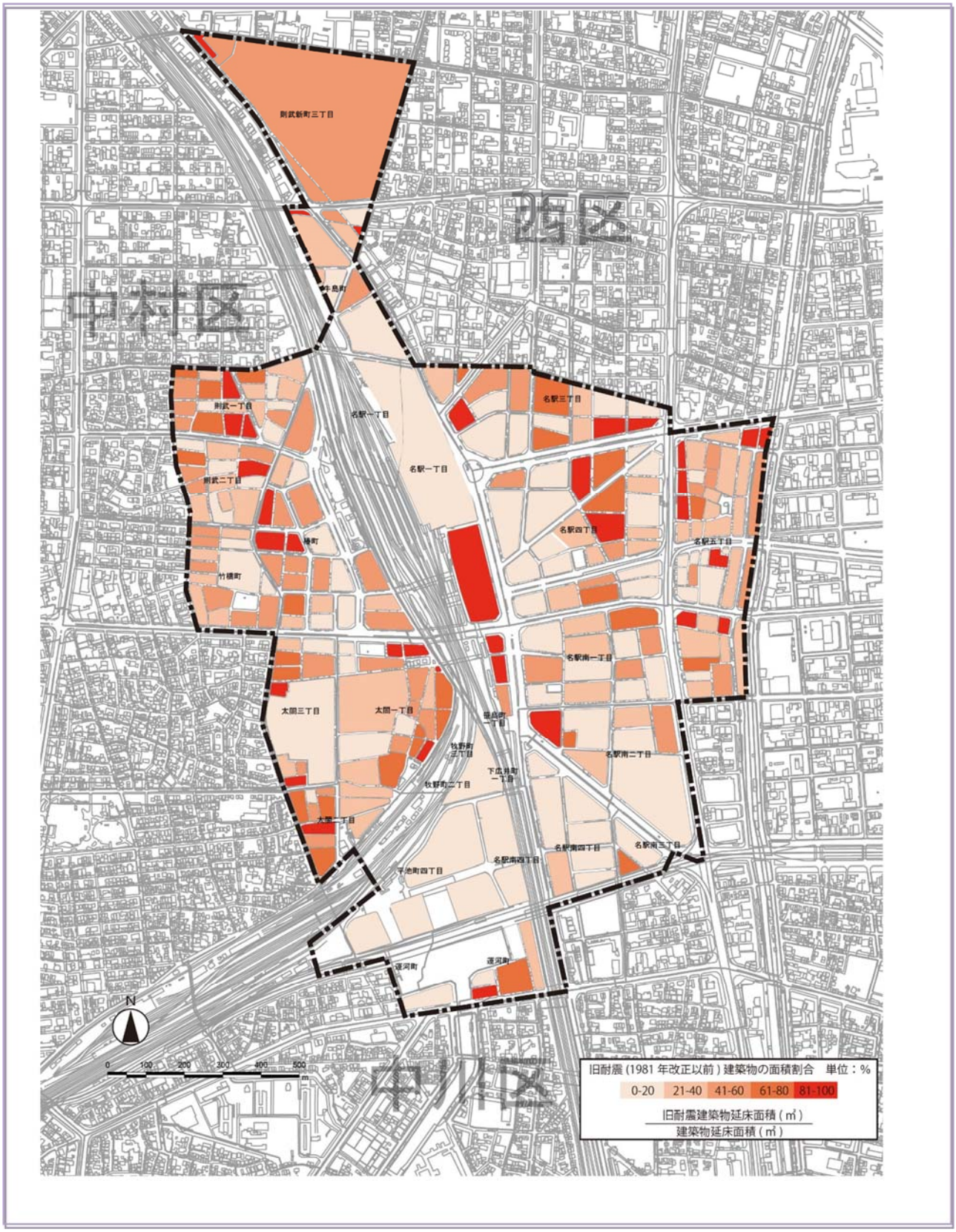

3-3　公園・道路の状況

地区内の都市公園の配置は、下図のようになっている。

都市公園　　4,800 ㎡

道　　路　　599,145 ㎡（うち歩道 156,361 ㎡）

（都市公園：平成２８年時点　道路：平成２７年度の都市計画基本図より計測）

図-6　公園・道路の状況

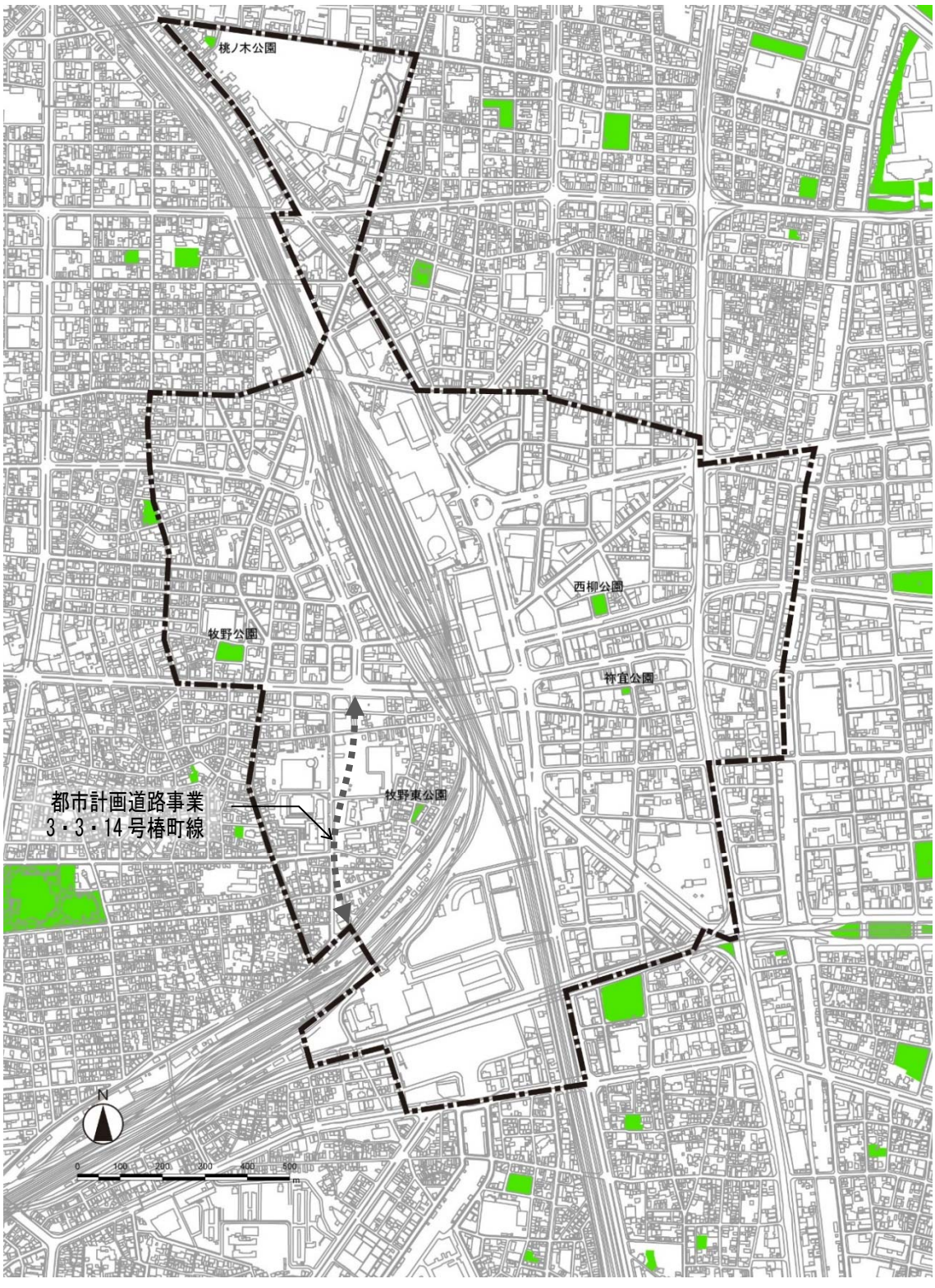

3-4　大規模都市開発の状況

地区内では、下図のような大規模都市開発が実施され、名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者が増加してきている。また、名鉄名古屋駅地区再開発やノリタケの森地区再開発などが検討されている。　（平成 30 年５月現在）

図-7　大規模都市開発の状況

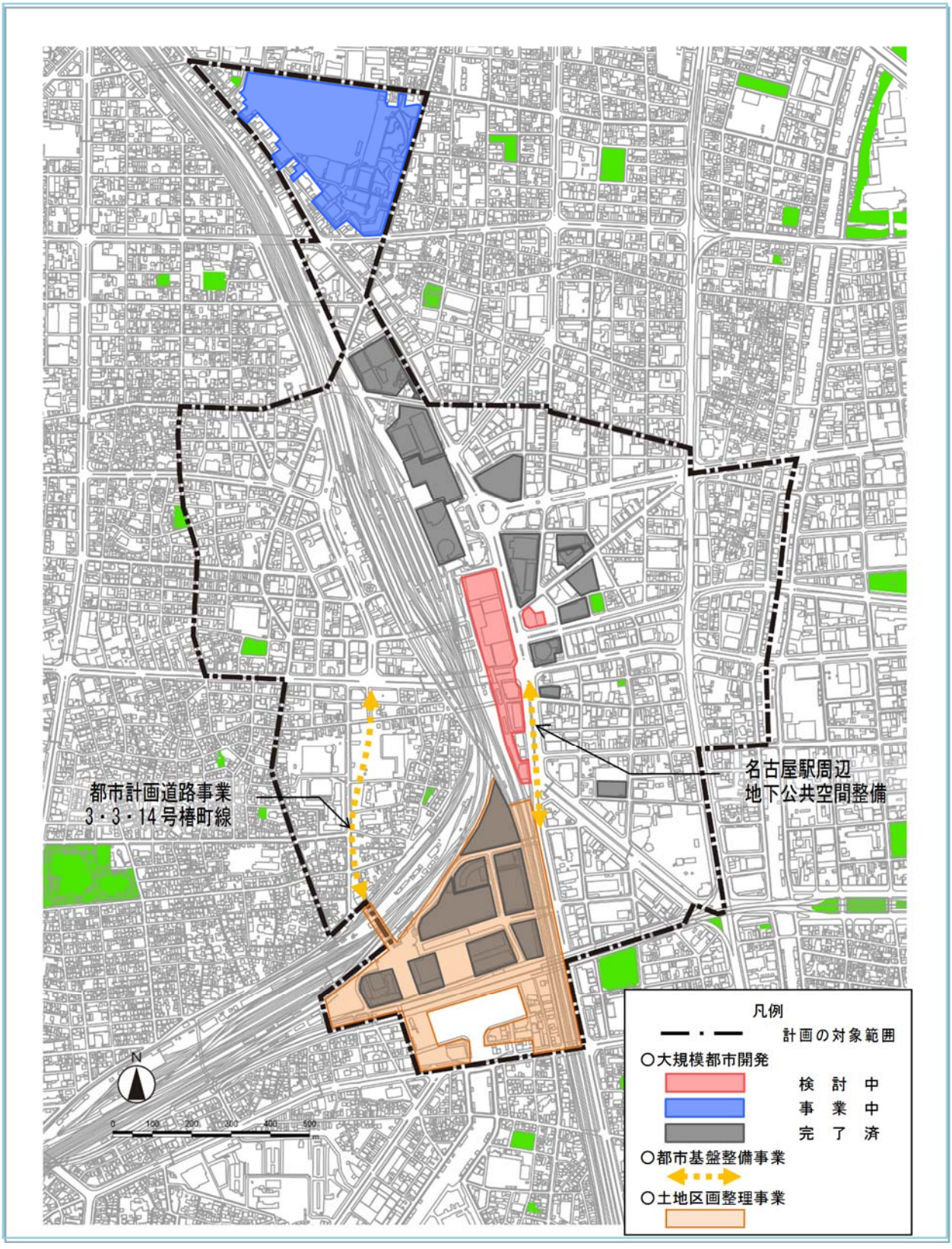

3-5　地区内事業者の災害への備え

以下の現状分析及び考察は、名古屋駅周辺地区内の事業者（180 者）に対して実施したアンケート調査（H27.8 実施）に回答頂いた事業者（54 者）の結果をもとに整理したものです。

○事業継続に関する地区内事業者の現状

①ＢＣＰの策定状況

安全確保計画の前提となるＢＣＰの策定状況をみると、７割強の事業者（40 者）が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、２割以上の事業者（13 者）が「策定の予定なし」となっています。

安全確保計画部会の構成員（以下、「部会構成員」という。）（16 者）では、ほとんどの事業者が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、部会構成員以外の事業者（37 者）では、その３割強（12 者）が「策定予定なし」と状況が異なっています。

安全確保計画部会に所属していない事業者を中心に、BCP 策定に向けた啓発・支援を行うことが課題といえます。

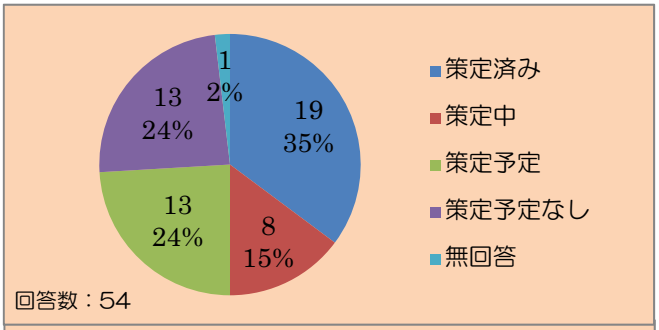

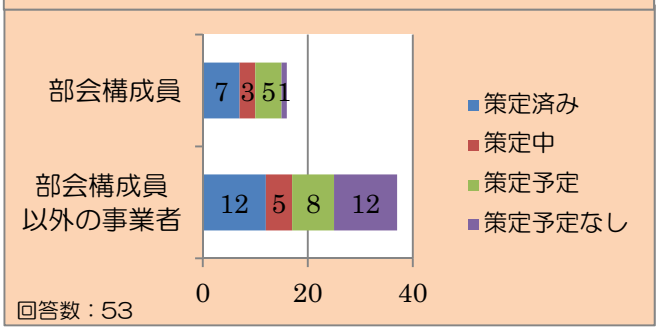

※無回答（1 者）除く

②ＢＣＰの策定支援策

「策定予定なし」とした事業者のうち、BCP 策定に際し希望するサービスとして、９割強の事業者（12 者）で「ガイドラインやマニュアルの提供」を挙げ、４割弱の事業者（５者）が「講習会の開催」を挙げています。ＢＣＰの策定支援には、ガイドラインやマニュアルの提供が有効と考えられます。

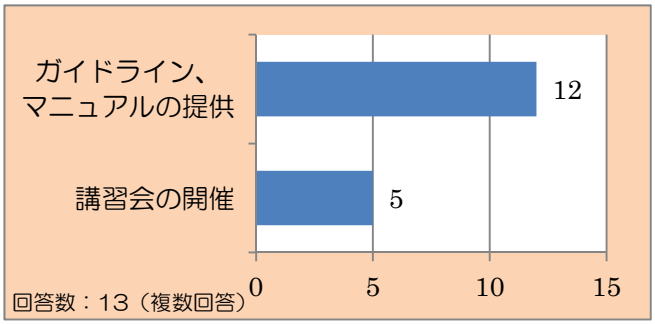

③事業継続にかかる課題認識

【単独による取組みの限界】

発災後の速やかな事業の再開・継続に向けた単独による取組みについて、８割強の事業者（45 者）が「限界がある」と回答し、１割強（７者）が「分からない」と回答し、「分からない」を含めると、ほとんどの事業者が単独での事業継続に不安を抱えている状況が伺えます。

単独による取組みの限界があるとして回答された主な事項は以下のとおりです。

通勤・業務に係る移動手段	27 者（全体の５割）
電力	26 者（全体の５割弱）
電話	23 者（全体の４割強）
ネット回線	21 者（全体の４割弱）
上下水道	21 者（全体の４割弱）
建物の安全性評価・修復	21 者（全体の４割弱）
ガス	20 者（全体の４割弱）
物資の輸送手段	15 者（全体の３割弱）

回答数：45（複数回答）

【共助による取組みの可能性】

発災時の速やかな事業の再開・継続に向けて、地区内の他の事業者と連携して自ら取組む（共助）の意識について、「連携できる取組みがある（14 者）」、「連携できる取組みはない（6 者）」、「分からない（33 者）」と、具体的な取組みについて理解不足の状況となっており、取組みの具体化が課題といえます。

なお、共助の取組みとして可能な事項として、14 者から以下の回答を得ました。

通勤・業務に係る移動手段	４者
建物の安全性評価・修復	４者
代替施設の準備	４者
物資の輸送手段	３者

回答数：14（複数回答）

○安全確保計画の認知度

安全確保計画について「知っている」と答えた事業者は、全体の約 6 割程度（32 者）です。

そのうち、部会構成員以外の事業者（37 者）では、約 4 割強（16 者）が「知っている」と答えています。

なお、部会構成員以外の事業者が、安全確保計画を認知した方法としては、「市 HP・市政情報（8 者）」「区役所（1 者）」「市担当者からの説明（1 者）」とほとんどが行政 HP や行政情報となっています。

部会構成員に対する情報提供と比較すると、幅広い事業者への情報発信も課題といえます。

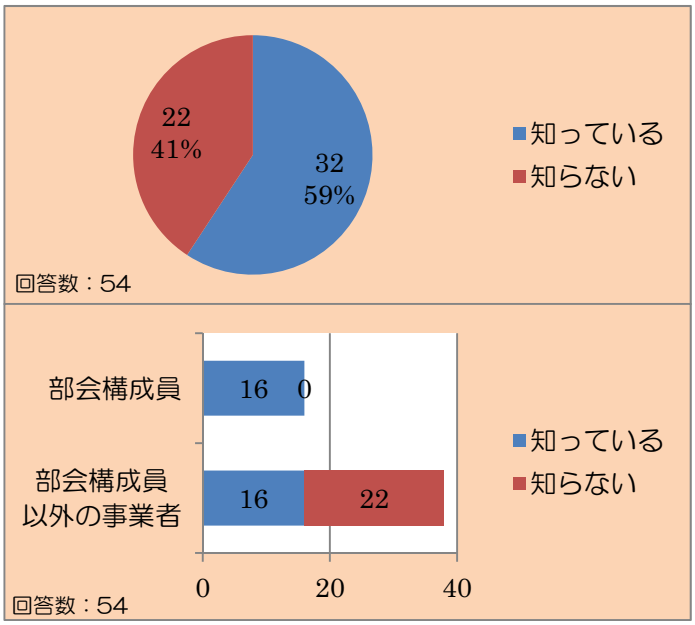

○一斉帰宅抑制の認知度

一斉帰宅抑制という考え方について「知っている」と答えた事業者は、全体の 8 割強（45 者）であり、安全確保計画よりは認知度が高くなっています。

【従業者等への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

従業者等に対する一斉帰宅抑制の取組みについて、平常時から周知・訓練等を行っている事業者が約 6 割（33 者）、災害時において、情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を実施する予定の事業者が約6割弱（30 者）となっています。

【来訪者への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

来訪者に対する一斉帰宅抑制の取組みについては、平常の周知・訓練等を行っている事業者が２割強（13 者）、災害時の情報収集や提供等を予定している事業者も約 3 割（16 者）と、従業者等に対する取組みに比べて、取組みが少ない状況となっています。今後、従業者等とともに来訪者に対しても、一斉帰宅抑制への取組みへの理解を深め、実施につなげていく必要があります。

4　地区の特性からみた課題と対応方向

4-1　名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

帰宅困難者等の推計結果として、当地区には最大となる平日 14 時の時点で 20.2 万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれます。そのうち徒歩で帰宅可能な 11.7 万人を除いた 8.5 万人が帰宅困難者となる可能性があり、発災直後の 20.2 万人並びに 8.5 万人への対応が課題となります。

施設管理者等が滞在者への対応を行った場合、行き場の無い帰宅困難来訪者は 4.2 万人となり、本計画で対応していく必要があります。

また、平日の対応だけでなく、来訪者（買物、出張等）が多くなる休日の対応についても検討していく必要があります。

図-8　名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

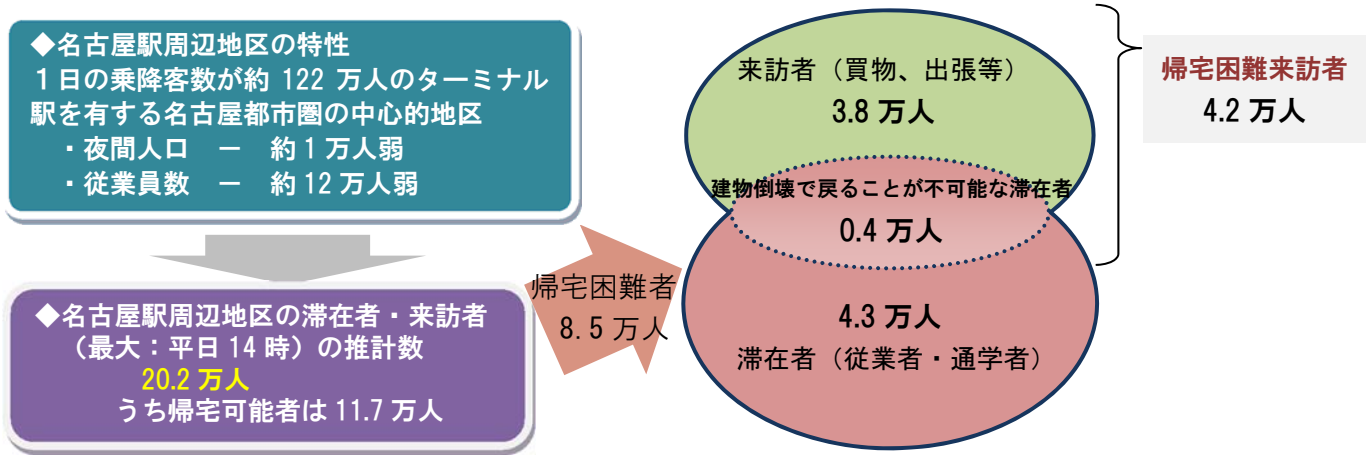

※帰宅困難者等の推計については、36 ページ「帰宅困難者等の推計について」を参照。
※推計値には、津波による帰宅困難の増加、エリア外からの流入は含まない。

図-9　発災後の滞在者・来訪者への対応

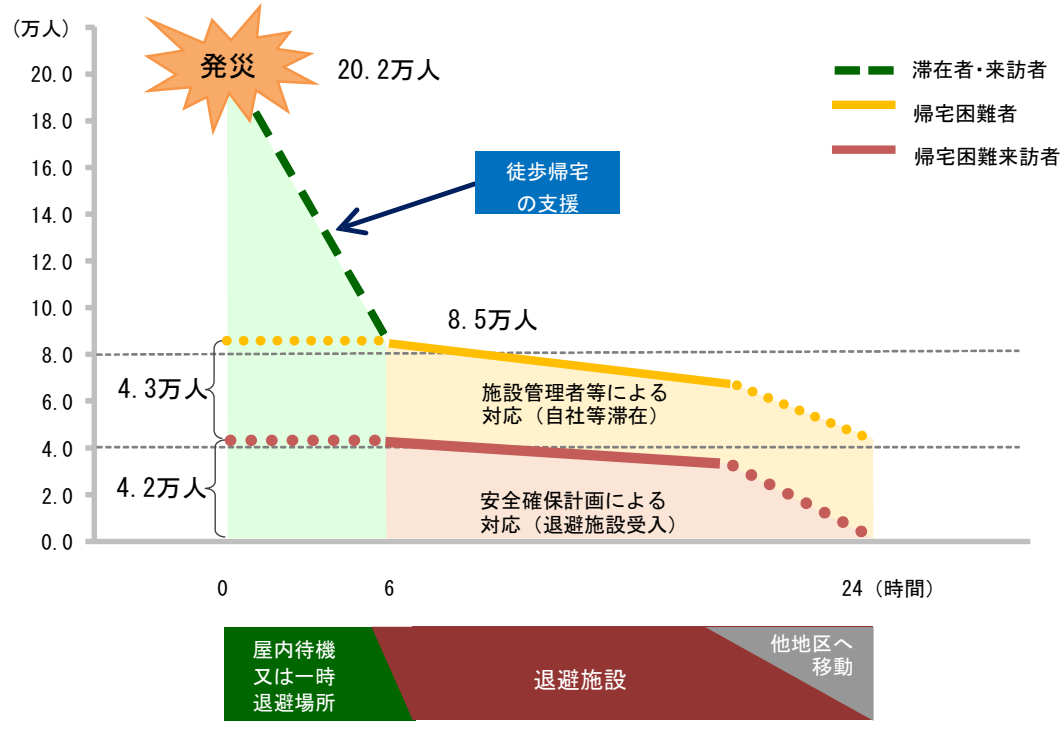

※発災から 24 時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

4-2 都市再生安全確保施設の確保

当地区の特性を踏まえて、滞在者・来訪者の安全確保を図り、特に発災後の混乱等を防ぐためには、一時退避場所や退避施設など都市再生安全確保施設を確保していく必要があります。

〇一時退避場所に係る対応

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないよう身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要です。

〇退避施設に係る対応

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に風雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要です。

防災性の高いまちを目指すために、最終的には、一人あたり 2.0 ㎡を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していきますが、退避施設はまだまだ不足している状況であるため、内閣府の作成したガイドラインを参考に、一人あたり 1.65 ㎡を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していくことを当面の目標とします。

〇その他の施設等に係る対応

備蓄倉庫	退避施設へ安全かつ衛生的に留めるために必要な物資を保管する施設の整備が必要です。
情報伝達施設	滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設が必要です。
非常用発電設備	非常時の電源を整備することによって都市再生安全確保施設として活用が可能な施設に対しては、非常用発電設備の整備が必要です。

官民連携のもと、当地区の改善に繋がる新たな民間再開発の促進や既存施設の活用により、都市再生安全確保施設の確保を進めていきます。

4-3 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動

大規模地震が発生した場合、事業者や行政は被災者への対応や事業継続にそれぞれ尽力するため、帰宅困難者への対応が制限されます。したがって、帰宅困難者自らが積極的に情報を収集し、収集した情報に基づき、混乱なく安全な場所に自ら避難し留まり、混乱なく帰宅することが重要です。

そのために大切なのは、事業者と行政が連携して帰宅困難者を支援することです。事業者は、従業者等の一斉帰宅抑制を徹底するとともに、帰宅困難者への退避施設の提供や情報伝達等を行います。また、行政は、帰宅困難者が自らの判断で混乱なく行動できるよう、必要な情報を適宜適切に提供します。

図-10 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動

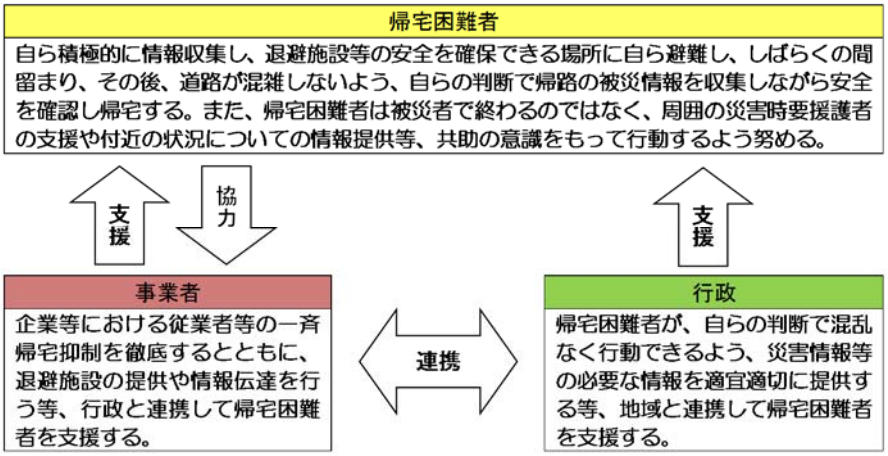

5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標

本計画では、課題となる滞在者と来訪者を対象に、計画事業の取組みによって実現を目指す目標を、以下のように設定します。

図-11 計画が目指す目標

1. 発災直後の混乱回避と発災後概ね 24 時間後までの滞在者等の安全確保と帰宅支援
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念

防災対策は、本来、「自助・共助・公助」によって構築していくものであり、予防対策から発災後の復旧対策まで考えた場合には、「自助・共助・公助」の結びつきをさらに強固なものとし、市民・地域・企業・行政等のパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の形成を進めていく必要があります（「名古屋駅地区滞留者等対策検討委員会結果報告」（平成 15 年）より）。

自助・共助・公助を背景とした協働による取組みを着実に進めるためには、計画の作成・実施に向けての基本理念を様々な関係主体が共有することが大切です。本計画では、関係者が共有すべき基本理念を、以下のとおりに定めます。

図-12 計画の作成・実施に向けての基本理念

～　市民・地域・企業・行政、滞在者・来訪者、全員で築く都市再生安全確保　～

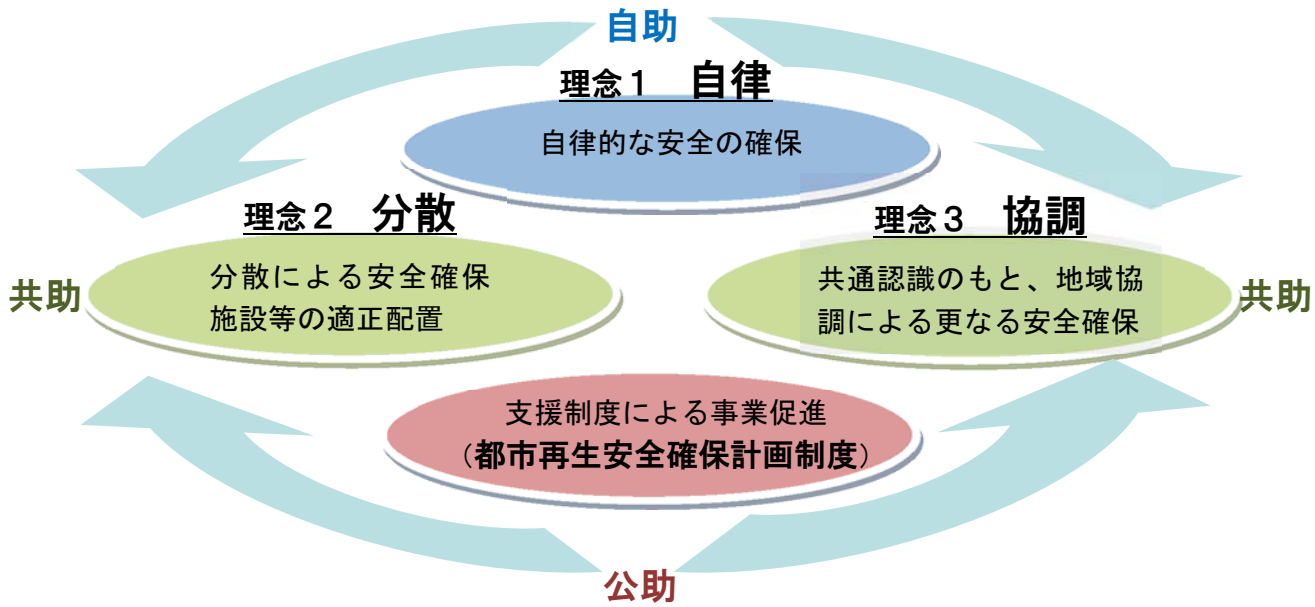

5-3 目標の実現に向けての取組み

目標の実現に向けて、第３次計画に記載した取組みを基盤として、関係主体での協議・調整を経ながら、今後も地区の安全確保に係る対策に取組んでいきます。

図-13 目標実現に向けての取組み(イメージ)

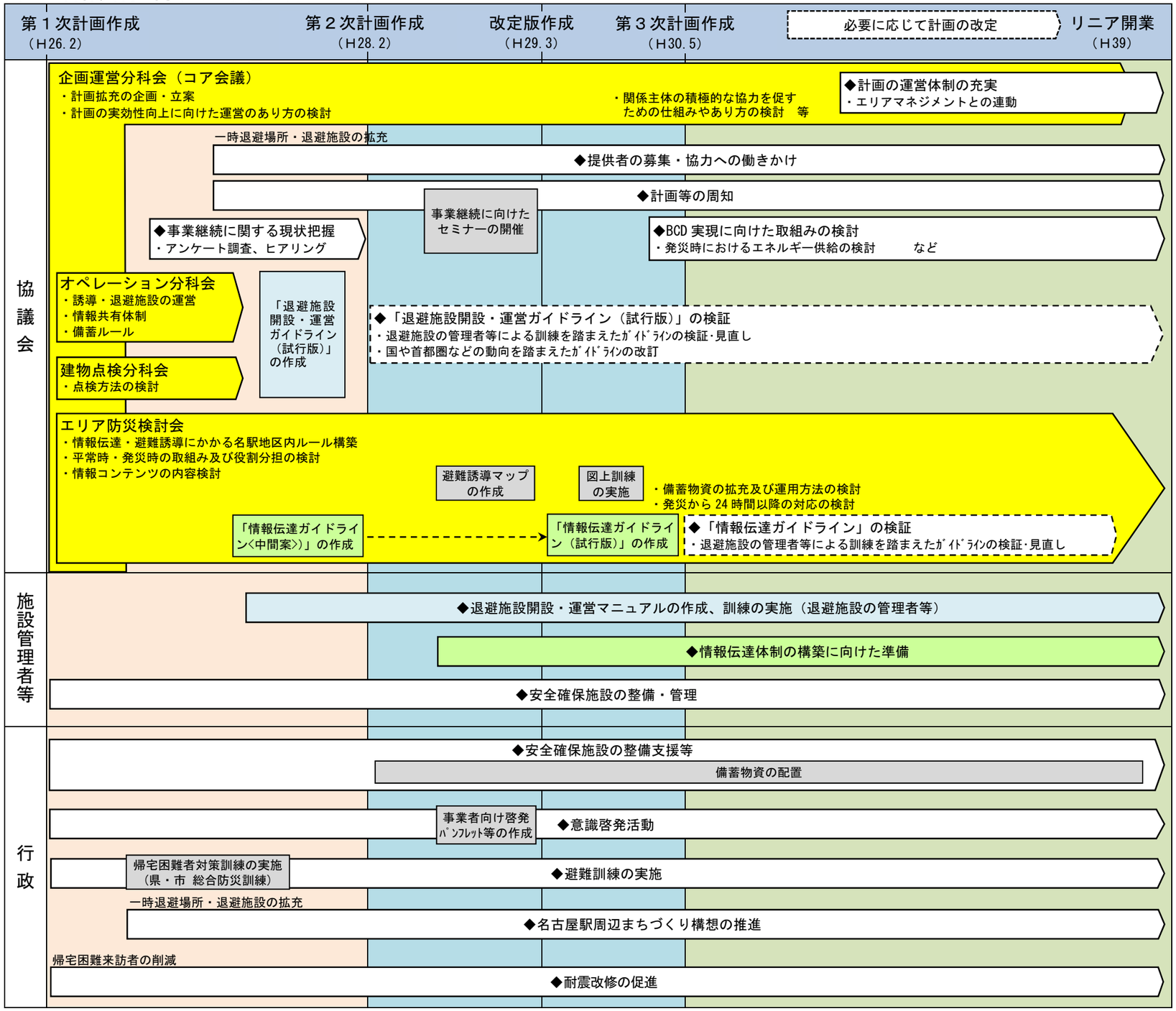

※発災から 24 時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

〈部会の様子〉

〈セミナーの様子〉

〈訓練の様子〉

§２　滞在者･来訪者の安全の確保のために実施する事業等

発災時に実施する事務や平常時における準備等や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載します。第 1 次計画作成以降の協議・調整により、事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載しており、今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改定を行います。

1　発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第 19 条の 15 第 2 項第五･六号)

1-1　基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るための対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローが想定されます。一斉帰宅抑制のための対策、一時退避場所等への避難誘導、退避施設の開設・運営及び災害関連情報の収集・提供といった事務を発災後の対応として実施します。また、発災時に円滑に対策を実施できるよう、訓練の実施など平常時からも取組みを行います。

図-14　基本的な流れ

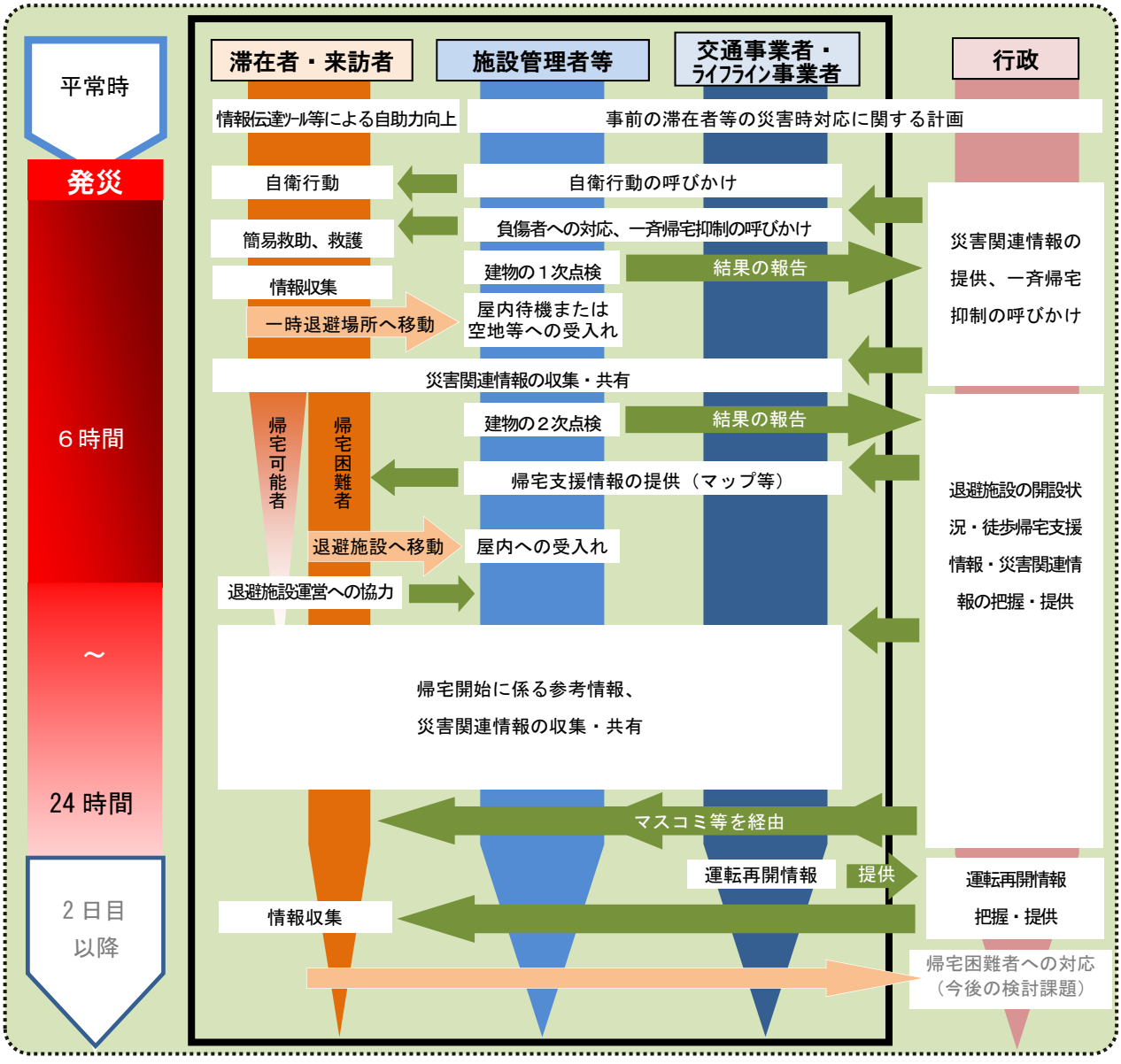

※　各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

1-2　誘導の方向性

滞在者・来訪者への誘導の方向性として、次のように考えます。

① 発災直後は、安全確認がとれた建物においては屋内待機とし、その他は一時退避場所または、近隣の広域避難場所等へ誘導します。

② 発災から６時間までの間は、徒歩帰宅可能者に対しては道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者に対しては建物の安全点検完了後に退避施設へ受け入れます。

③ 発災後６時間から 24 時間までの間は、退避施設で退避し、帰宅に向けて他地区へ移動を開始します。

図-15　誘導の方向性

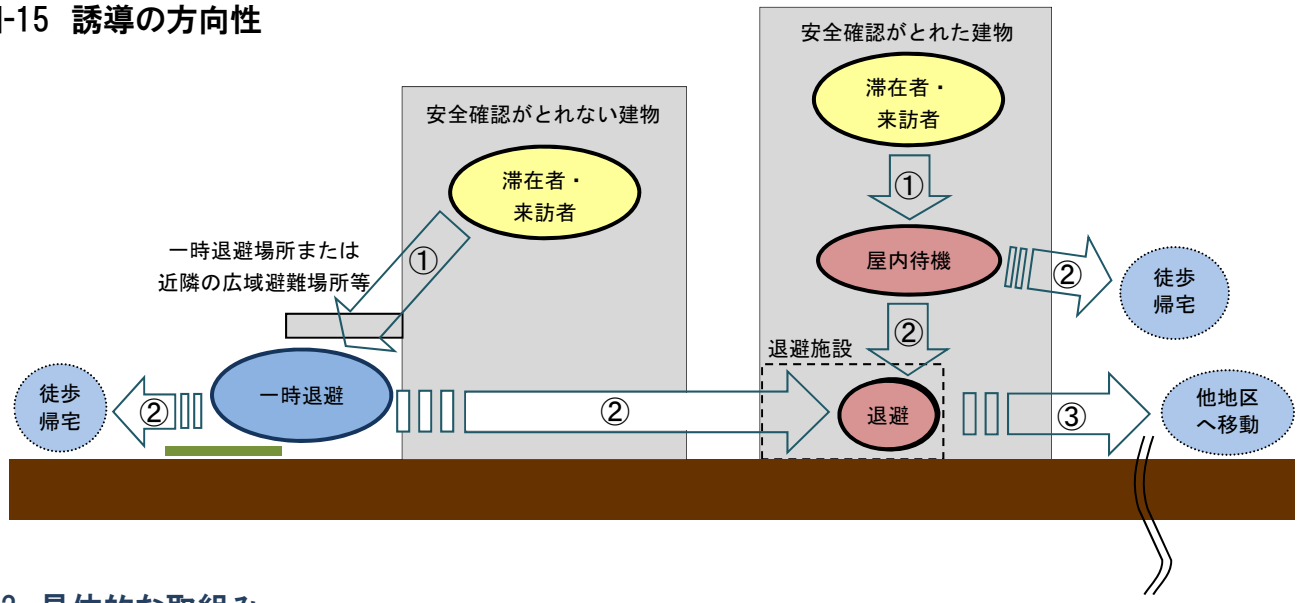

1-3　具体的な取組み

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために実施すべき具体的な取組みを、６つの区分に整理して示します。

区　　分		発災時	平常時
1	一斉帰宅の抑制	○	○
2	情報伝達	○	○
3	一時退避場所・退避施設の確保	○	○
4	帰宅支援	○	○
5	備蓄物資	×	○
6	啓発・訓練	×	○

(1) 平常時における準備

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、部会構成員の平常時における準備を下表に示します。

表-4-1　平常時における準備①

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	事業者への啓発	行政と事業者が連携し、「事業者向け啓発パンフレット（※１）」を作成・更新するとともに、セミナー等を開催し、発災時に一斉帰宅による混乱を防止するため従業者等を施設内に留めおく必要があることを、地域の事業者に対し周知します。
	従業者・通学者への啓発	行政と事業者が連携し、「携帯マニュアル（※２）」の配布等により、発災時に勤務先や通学先での待機が可能な者はそれぞれの勤務先や通学先で施設内待機することを従業者・通学者に対し周知します。また、従業者等の施設内待機のために必要な備えについても呼びかけます。
	来訪者への啓発	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター（※３）」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時、むやみに移動を開始しないこと、自ら積極的に情報を収集し自らの判断により行動する必要があること、そのために平常時から備えておくべきこと等について、来訪者に対し啓発します。
	施設内待機のための備え	事業者は、発災時に従業者等を施設内に留めおくため、「事業者向け啓発パンフレット」を活用し、施設の安全確保や備蓄、従業者等への啓発、安否確認手段の確保等に取り組みます。
情報伝達	情報伝達ガイドラインの検証	安全確保計画部会により、発災時に必要な帰宅困難者対策に係る情報伝達の地区内共通のルールを検討した情報伝達ガイドラインについて、訓練の実施を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	情報伝達体制の構築	情報伝達ガイドラインに基づき、発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち、行政や事業者が平常時から連携に努めます。
	情報入手・提供方法の周知	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について周知します。
	各施設内における情報伝達環境の整備	事業者は、発災時に滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を整備しておきます。

（※１～３）参考資料３：「情報伝達ツール」の概要

表-4-2　平常時における準備②

区分	具体的な取組み	内容
一時退避場所・退避施設の確保	退避施設開設・運営ガイドラインの検証	安全確保計画部会により、発災時に退避施設を円滑に開設・運営するための地区内共通のルールを検討した退避施設開設･運営ガイドラインについて、訓練の実施や国･首都圏の動向等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	各退避施設のマニュアル作成	退避施設の管理者等は、ガイドラインを参考にそれぞれの施設状況に合わせた運用マニュアルを作成し、発災時における退避施設の迅速な開設と円滑な運営に備えます。
	一時退避場所・退避施設の拡充	行政と事業者が連携し、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時退避場所・退避施設を拡充するよう努めます。
	一時退避場所・退避施設情報の周知	発災時に帰宅困難者が自ら退避施設等に退避し留まることができるよう、行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、一時退避場所・退避施設の情報を周知します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	時差帰宅ルールの検討	事業者は、発災時に帰宅時間が集中しないよう、平常時から従業者等の居住地や家庭の事情を考慮し、時差帰宅ルールを検討するよう努めます。
	徒歩帰宅支援情報の周知	発災時に滞在者・来訪者が自ら安全を確認し帰宅できるよう、行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、徒歩帰宅支援ステーションや徒歩帰宅経路の情報及びその入手方法等について周知します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
備蓄物資	備蓄物資の拡充・運用方法の検討	行政と事業者が連携し、帰宅困難者のための備蓄物資の拡充を図るとともに、効果的な運用方法について検討します。

＜参考＞地区内での備蓄倉庫の整備事例

表-4-3　平常時における準備③

区分	具体的な取組み	内容
啓発・訓練	啓発の実施	行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を継続的に行います。
	訓練方法の検討	行政と事業者が連携し、地震を想定した防災訓練等にあわせて帰宅困難者対策を実施できるよう、訓練方法を検討します。
	訓練の実施	行政と事業者が連携し、地域または各施設内において訓練を実施し、発災時の対応手順や役割の確認、地区内で定めた共通ルール等を検証します。

(2) 発災時に実施する事務

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、部会構成員が発災時に実施する事務を下表に示します。

表-5　発災時に実施する事務

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅抑制の周知	一斉帰宅による混乱を防止し安全を確保するため、行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者に対し「むやみに移動を開始しない」ことを周知します。また、行政は状況に応じて、地区付近の防災スピーカーを活用し、必要な情報を提供します。
情報伝達	周知・注意喚起情報の提供（※４）	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が混乱を回避し安全を確保するために必要な情報を周知し、注意喚起します。
	情報入手・提供方法の周知（※４）	行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について、周知します。
	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報の提供（※４）	行政と事業者が連携し、「避難誘導マップ（※５）」の速やかな掲示等により、滞在者・来訪者が混乱なく自ら行動するために必要な情報を提供します。また、行政は「防災アプリ（※６）」等により必要な情報を提供します。
一時退避場所・退避施設の確保	一時退避場所の提供	一時退避場所の管理者等は、帰宅困難者が退避する屋内施設の安全性が確認されるまでの間、帰宅困難者が一時的に退避するための場所を提供します。
	退避施設の開設・運営	退避施設の管理者等は、行き場のない帰宅困難来訪者を発災から 24 時間を限度として受け入れるため、退避施設を開設・運営します。
	一時退避場所・退避施設情報の提供	行政と事業者が連携し、一時退避場所・退避施設の場所や受け入れ可否等の情報を帰宅困難者に提供します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	徒歩帰宅支援情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が自ら情報を収集し自らの判断で安全を確認して帰宅できるよう、情報提供に努めます。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。

（※４）参考資料２：「情報伝達ガイドライン（試行版）」の概要
（※５～６）参考資料３：「情報伝達ツール」の概要

2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第 19 条の 15 第 2 項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項

既に整備済みの一時退避場所、退避施設及び情報伝達施設の管理主体等を下表に示します。

(1) 一時退避場所

表-6 一時退避場所　　(R1.6 時点)

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
A1	西柳公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A2	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	空地、軒下	
A3	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	空地	
A4	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人日本教育財団	学校法人日本教育財団	エントランス・通路	
A5	JR 名古屋駅	東海旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	コンコース等	
A6	地下鉄名古屋駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A7	名鉄名古屋駅・名鉄バスターミナルビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	コンコース・ピロティ	
A8	近鉄名古屋駅	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	コンコース	
A9	あおなみ線名古屋駅	名古屋臨海高速鉄道株式会社	名古屋臨海高速鉄道株式会社	改札内通路	
A10	ノリタケの森	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	空地	
A11	名古屋三井ビルディング本館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A12	名古屋三井ビルディング新館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A13	名古屋ルーセントタワー	6地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	空地	
A14	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	モールの一部、空地	
A15	JP タワー名古屋	日本郵便株式会社・名工建設株式会社	JPビルマネジメント株式会社	空地	
A16	大名古屋ビルヂング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	空地	
A17	中京テレビ放送株式会社本社ビル	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	まちかど広場	
A18	JR ゲートタワー	東海旅客鉄道株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	空地	
A19	シンフォニー豊田ビル	東和不動産株式会社	東和不動産株式会社	B1 階共用部通路	
A20	名古屋プライムセントラルタワー	複数地権者	東京建物株式会社	空地	
A21	堀止緑地	名古屋港管理組合	名古屋港管理組合	堀止緑地(一部)	
A22	名古屋都市計画事業ささしまライブ 24 土地区画整理事業	名古屋市	名古屋市	1号公園、高架下広場(一部)	
A23	グローバルゲート	ささしまライブ24特定目的会社、大和ハウス工業株式会社	グローバルゲート管理組合株式会社第一ビルディング	空地	
A24	JICA 中部センター	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構 JICA 中部センター	空地	
			収容人数合計	約 5.5 万人	

※一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
※一時退避場所の収容人数は、一人あたり約 1 ㎡を基準に算出した。

当地区の滞在者・来訪者約 20.2 万人のうち約７割に当たる約 13.6万人が、名駅一丁目～名駅四丁目に集中しております。

第１次計画作成時の構成員を対象とした調査によると、発災直後の屋内待機が約 5 万人のため最大約 8.6万人が屋外に出る可能性があります。なお、名駅一丁目～名駅四丁目の一時退避場所（A1～A9・A15・A16・A18・A19）の収容人数は約 2.6 万人となっているため、道路に人があふれる可能性があります。

(2) 退避施設

表-7 退避施設

（R1.6 時点）

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
B1	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1 階ホワイエ、会議室等	
B2	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	B1 階・1 階通路・ロビー	
B3	JR セントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1 階・2 階通路・ロビー等	
B4	名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	ホール	
B5	名古屋ルーセントタワー	6地権者	三井不動産ﾋﾞﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	エントランス	
B6	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	ﾌｰﾄﾞｺｰﾄ、ｷｬﾝﾊﾟｽﾚｽﾄﾗﾝ、ｴﾝﾄﾗﾝｽ、ﾎｰﾙの一部	
B7	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人日本教育財団	学校法人日本教育財団	エントランス、通路、教室、ホール	
B8	JP タワー名古屋	日本郵便株式会社 ・名工建設株式会社	JP ビルマネジメント株式会社	2 階貫通通路、1 階アトリウム、B1 階ロビー等	
B9	大名古屋ビルヂング	三菱地所株式会社	三菱地所ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	1 階、B1 階貫通通路	
B10	中日美容専門学校	学校法人中日学園	学校法人中日学園	地下講堂、イベントホール等	
B11	アートグレース (The Art Grace)	株式会社ﾂｶﾀﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	株式会社ベストブライダル	1 階ロビー、バンケット等	
B12	ｱﾙｶﾝｼｴﾙ ﾘｭｸｽﾏﾘｱｰｼﾞｭ名古屋	株式会社アルカンシエル	株式会社アルカンシエル	バンケット等	
B13	名古屋国際センター別棟ホール	名古屋市	公益財団法人名古屋国際センター	ホール	
B14	Zepp Nagoya	株式会社 Zepp ホールネットワーク	株式会社 Zepp ホールネットワーク	ホール、1階ホワイエ等	
B15	名古屋デジタル工科専門学校	学校法人都築学園	学校法人都築学園	普通教室	
B16	大原簿記情報医療専門学校	学校法人名古屋大原学園	学校法人名古屋大原学園	1 階ホール、教室の一部等	
B17	ロイヤルパークスERささしま	三井住友信託銀行株式会社	大和リビング株式会社	ｼｪｱﾊｳｽ共用部、1階ﾗｳﾝｼﾞ等	
B18	東京IT会計専門学校名古屋校	学校法人立志舎中央学園本部	学校法人立志舎中央学園本部	1 階エントランス、普通教室等	
B19	ザ・グランクレール	株式会社クレールコーポレーション	株式会社クレールコーポレーション	1 階ロビー、バンケット等	
B20	マーケットスクエアささしま	東急不動産株式会社	株式会社東急コミュニティー	シネマ、通路	
B21	国際医学技術専門学校	学校法人東洋学園	学校法人東洋学園	普通教室等	
B22	中京テレビ放送株式会社本社ビル	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	エントランスホール、 多目的スペース	
B23	JR ゲートタワー	東海旅客鉄道株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	2 階通路	
B24	シンフォニー豊田ビル	東和不動産株式会社	東和不動産株式会社	1 階、B1 階共用部	
B25	名古屋プライムセントラルタワー	2 地権者	東京建物株式会社	業務棟エントランス	
B26	名鉄グランドホテル	名古屋鉄道株式会社	株式会社名鉄グランドホテル	11 階宴会場等	
B27	名鉄ニューグランドホテル	日本生命保険相互会社	株式会社名鉄グランドホテル	7 階宴会場等	
B28	ダイワロイネットホテル名古屋新幹線口	ダイワロイヤル株式会社	ダイワロイヤル株式会社	1 階喫茶、2 階ラウンジ、3 階会議室等	
B29	LIXIL ショールーム名古屋	2地権者	株式会社 LIXIL	2 階・3 階通路、1 階駐車場	
B30	名古屋サミットホテル	モトヤマジェム株式会社	モトヤマジェム株式会社	会議室等	
B31	イーオン中部本校ビル	株式会社イーオン	株式会社イーオン	5 階ホール	
B32	第 2 太閤ビル	株式会社太閤ビルディング	株式会社太閤ビルディング	会議室等	
B33	ホテルサンルートプラザ名古屋	株式会社ナカモサンルート	株式会社ナカモサンルート	宴会場	
B34	名古屋四季劇場	四季株式会社	四季株式会社	1 階・2 階ロビー、1 階客席の一部等	
B35	グローバルゲート	ささしまライブ24特定目的会社、 大和ハウス工業株式会社	グローバルゲート管理組合　株式会社第一ビルディング	オフィスエントランス(W・E)、ロビー等	
B36	JICA 中部センター	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構 JICA 中部センター	エントランス、セミナールームの一部	
B37	三交イン名古屋新幹線口	丸大産業株式会社	株式会社三交イン	1階ラウンジ、ロビー	
B38	三交イン名古屋新幹線口 ANNEX	新名開発会社	株式会社三交イン	1階ロビー、通路	
B39	メイフィス名駅ビル	名鉄不動産株式会社	名鉄不動産株式会社	1 階ロビー	
B40	名鉄イン名古屋駅前	株式会社大都エンタープライズ	名鉄イン株式会社	1 階ラウンジ、ロビー等	
B41	名鉄イン名古屋駅新幹線口	株式会社YREマネジメント	名鉄イン株式会社	1 階ロビー、エントランス	
			収容人数合計	約 2.6 万人(約 2.3 万人)	

※退避施設は、管理主体が開設可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
※退避施設は、「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。
※退避施設の収容人数は、一人あたり約１．６５㎡を基準に算出した。なお、収容人数合計の（　）は、一人あたり約２．０㎡を基準に算出したもの。
※退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。
※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24 時間を限度として受け入れるための施設と定義する。

当地区は帰宅困難来訪者約 4.2 万人分を収容できる退避施設が必要ですが、退避施設の収容人数はまだ不足している状況にあります。

不足する都市再生安全確保施設の早期確保に向けては、既存施設の活用が重要となります。このため、本計画に位置付けた施設については、必要に応じて記載内容の精査・見直しを行うとともに、計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていきます。

(3) 情報伝達施設

表-8 情報伝達施設

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
C1	中京テレビ放送株式会社 屋外ビジョン	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	社屋東側壁面	

※情報伝達施設においては、「情報伝達ガイドライン」に基づき、発災時の対応として必要な情報を提供するだけでなく、平常時の備えとして啓発の実施や情報入手・提供方法の周知に取組むものとする。

2-2 都市再生安全確保施設の整備に関する事業

都市開発事業の施行に関連して、退避施設を整備する事業を下表に示します。

(1) 退避施設

表-9 退避施設

番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
b1	名古屋駅周辺地下公共空間	名古屋市	（調整中）	

これらの都市開発事業による都市再生安全確保施設の整備によって、一定の帰宅困難者の受入容量は確保されるものの、まだ十分ではありません。

さらなる民間による再開発の誘導を図ることで、退避施設などを拡充するとともに、ビジネス拠点・交流拠点として名古屋駅周辺のまちづくりを進める中で、中部圏の中枢となるターミナル拠点にふさわしい高いレベルの安全確保を目指し、都市再生安全確保施設の整備を進めていきます。

※法第 19 条の 15 第 2 項第四号（都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項）に関係する事項については、適宜掲載していくものとする。

2-3 都市再生安全確保施設の位置図

（R1.6 時点）

凡　例
- 計画の対象範囲
- 一時退避場所（既存施設）
- 退避施設（既存施設）
- 一時退避場所・退避施設(既存施設)
- 情報伝達施設（既存施設）
- 交差点名

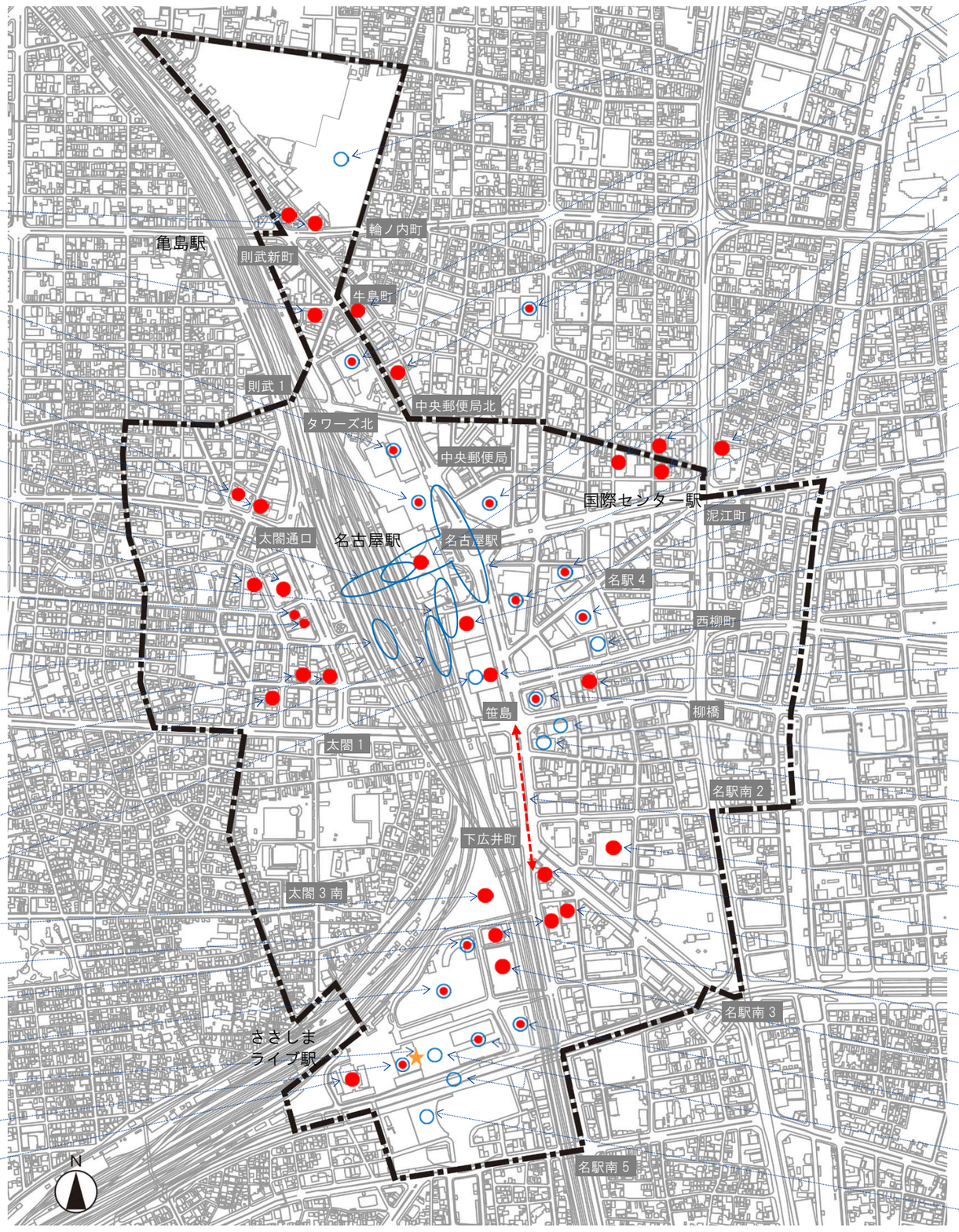

- 国際医学技術専門学校 【B21】
- アルカンシエル リュクスマリアージュ 名古屋 【B12】
- JPタワー名古屋 【A15･B8】
- JRゲートタワー 【A18･B23】
- 名鉄イン名古屋駅新幹線口 【B41】
- ダイワロイネットホテル名古屋新幹線口 【B28】
- JR名古屋駅 【A5】
- 名鉄ニューグランドホテル 【B27】
- 名古屋サミットホテル 【B30】
- 名鉄名古屋駅 【A7】
- 三交イン名古屋新幹線口 【B37】
- 三交イン名古屋新幹線口 ANNEX 【B38】
- あおなみ線名古屋駅 【A9】
- 名古屋デジタル工科専門学校 【B15】
- 東京IT会計専門学校名古屋校 【B18】
- 第 2 太閤ビル 【B32】
- 近鉄名古屋駅 【A8】
- 名鉄バスターミナルビル 【A7】
- アートグレース(The Art Grace) 【B11】
- LIXIL ショールーム名古屋 【B29】
- JICA 中部センター 【A24･B36】
- グローバルゲート【A23･B35】
- 中京テレビ放送株式会社屋外ビジョン 【C1】
- 中京テレビ放送株式会社本社ビル 【A17･B22】
- ロイヤルパークスERささしま 【B17】

- 【A10】 ノリタケの森
- 【A40】 名鉄イン名古屋駅前
- 【A13･B5】 名古屋ルーセントタワー
- 【B33】 ホテルサンルートプラザ名古屋
- 【A20･B25】 名古屋プライムセントラルタワー
- 【A16･B9】 大名古屋ビルヂング
- 【B3】 JRセントラルタワーズ
- 【B19】 ザ･グランクレール
- 【B16】 大原簿記情報医療専門学校
- 【B13】 名古屋国際センター別棟ホール
- 【A6】 地下鉄名古屋駅
- 【A2･B1】 ウインクあいち
- 【A3･B2】 ミッドランドスクエア
- 【B4】 名鉄ビル
- 【A19･B24】 シンフォニー豊田ビル
- 【A1】 西柳公園
- 【B26】 名鉄グランドホテル
- 【B39】 メイフィス名駅ビル
- 【A4･B7】 モード学園スパイラルタワーズ
- 【A11】 名古屋三井ビルディング本館
- 【A12】 名古屋三井ビルディング新館
- 【b1】 名古屋駅周辺地下公共空間
- 【B34】 名古屋四季劇場
- 【B31】 イーオン中部本校ビル
- 【B10】 中日美容専門学校
- 【B14】 Zepp Nagoya
- 【B20】 マーケットスクエアささしま
- 【A14･B6】 愛知大学
- 【A22】 名古屋都市計画事業ささしま ライブ24土地区画整理事業
- 【A21】 堀止緑地

おわりに

1　計画の変更

本計画は、第１次計画を前提に、より実効性のある計画として作成したものですが、不足する退避施設などの拡充については、今後も引き続き官民連携して取り組み、計画内容のスケールアップを図っていきます。

また、計画検討の前提条件の変化や、名駅周辺地区における大規模都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更、取組み成果の検証等から計画の改善・更新が必要となった場合には、計画の変更を行うものとします。

図-16　成長する計画（PDCAサイクルによる計画のスケールアップ）のイメージ

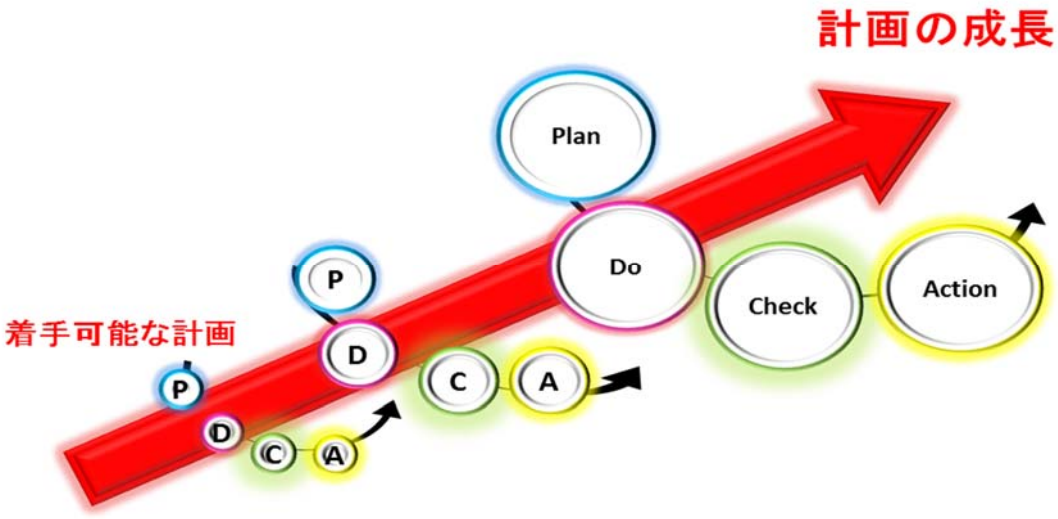

2　計画の体制

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法第 19 条の 15 第１項に基づいて、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会が作成します。同協議会のもとに平成 25 年７月に「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」が設置され、「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会」での協議、調整等を経て、同部会の議決により作成します。

協議会並びに部会には、国、県・市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取組みを進めます。

図-17　計画の体制

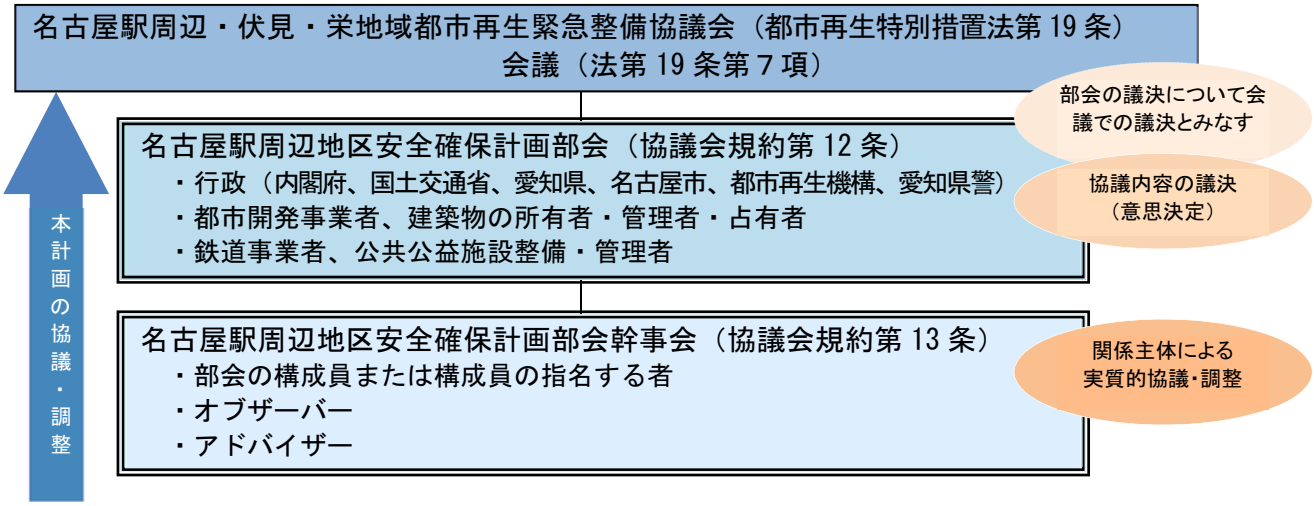

参考資料

１「退避施設開設･運営ガイドライン（試行版）」の概要

１　基本的な考え方

平成２６年２月に作成された「第１次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したものです。本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものです。

退避施設とは	・発災から２４時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設 ・帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設 ・１人当たり２㎡を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設 ・昭和５６年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物 （耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む）

２　平常時の備え

（１）　運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておきます。

（２）　従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知します。

（３）　施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から２４時間を限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発します。

（４）　施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めます。また、可能な範囲で災害時の停電等に備えておきます。

（５）　情報の収集及び伝達の手段確保（退避施設及び一時退避場所における備え）

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保しておきます。また、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

（６）　安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備しておきます。

（７）　備蓄の確保及び配布ルールの取決め

受入時間が２４時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておきます。

（８）　帰宅ルールの取決め

帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておきます。

（９）　訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的に実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させます。

３　発災時の対応

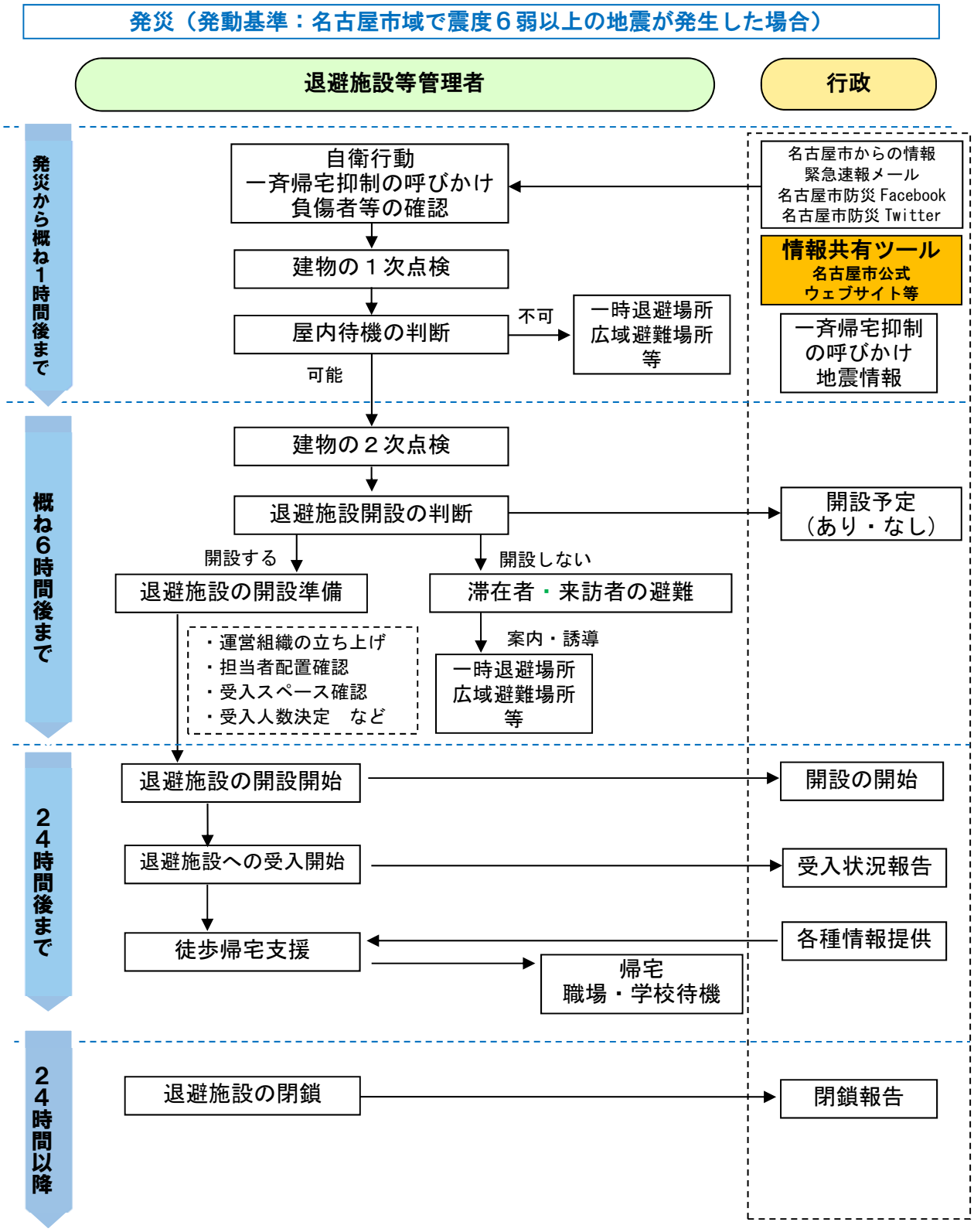

- 帰宅困難来訪者を受け入れる際には、帰宅困難来訪者に退避施設利用条件を示した利用承諾書へ署名後、受け入れるものとする。ただし、退避施設の利用状況等により利用承諾書への署名が困難な場合は、利用規約の掲示、利用規約の配布など、受入条件の周知徹底を図る。
- 余震発生の際は、余震の大きさに応じて適宜、建物の再点検を行うとともに、点検結果を踏まえ所要の対応を行う。

４　退避施設の建物点検要領

退避施設として開設し、運営するために必要な建物点検に係る対応は以下に示すとおりです。

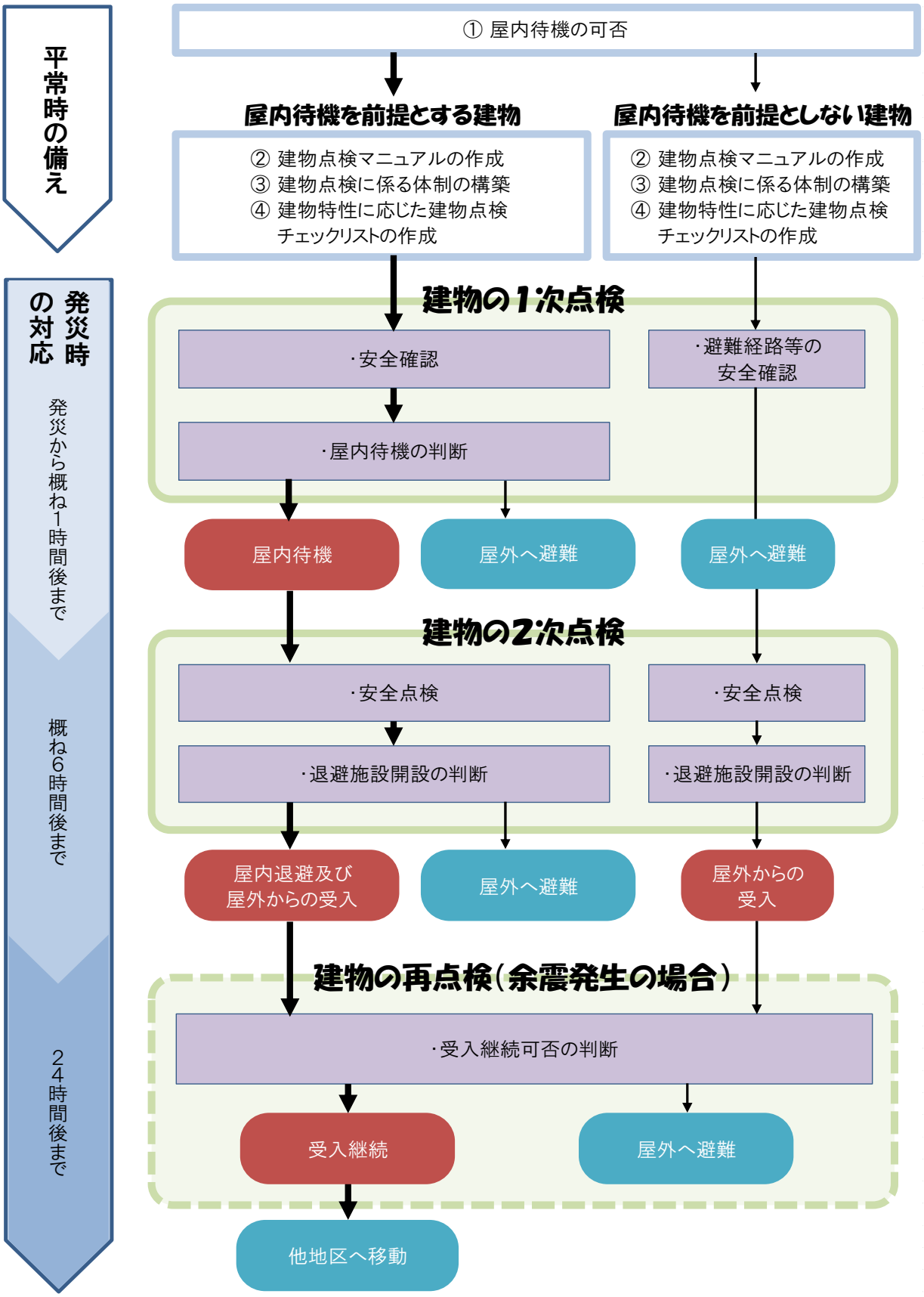

（１）　平常時の備え

ア）屋内待機の可否

・大規模地震の発生直後は、大量の滞在者・来訪者が屋外に出ることによる地区内の混乱の発生が想定されるため、屋内待機が望ましい。
・建物によっては耐震性や業務形態、人員体制などの条件により、屋内待機を前提としないことも考えられるため、屋内待機の可否についてあらかじめ決めておきます。

イ）建物点検に係る体制の構築

・基本的には２人１組で行います。
・災害時には必要な人員確保が困難な場合も想定されるため、専門知識・経験を有する社員だけでなく、一般の社員も組み込んだ人員・体制を事前に構築しておきます。

ウ）建物特性に応じた建物点検チェックリストの作成

・本ガイドラインを参考に自社建物の特性に合わせたチェックリストを事前に作成しておきます。

【建物分類毎の点検項目の特徴（例）】

・業務ビル … 一般的な点検項目
・商業（飲食店含む） … 業務ビルに比べ、火災、ガス漏れの有無等の点検項目が多い
・地下街 … 地上との出入り口などとのジョイント部の点検が必要
・小規模ビル … 液状化による影響を受けやすい　など

（２）　発災時における建物点検の実施

ア）１次点検

時期	発災から概ね１時間後までに
範囲	自社建物及び自社敷地内
項目	室内照明の落下状況やその可能性、ガラス窓の破損状況、什器の転倒状況やその可能性など、身の回りの安全性を目視確認する。

＜点検後の滞在者・来訪者への対応＞

(1)屋内待機を前提とする建物　：屋内待機又は一時退避場所へ避難。
(2)屋内待機を前提としない建物　：避難経路等の安全確認を行った後、一旦一時避難場所へ避難。

イ）２次点検

時期	発災から概ね１時間後から概ね６時間後までに
範囲	自社建物内及び自社敷地内（可能であれば、近隣歩道上の安全性についても確認）
項目（共通）	建物の強度に係る部分等の建物全体を専門的な視点から慎重かつ速やかに点検する。

施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）
施設内部	床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）

＜点検後の帰宅困難来訪者への対応＞

(1)屋内待機を前提とする建物　：屋内の退避場所へ誘導（受入れ）又は屋外へ避難。
(2)屋内待機を前提としない建物　：可能な場合は受入れ。

2「情報伝達ガイドライン（試行版）」の概要

1　基本的な考え方

本ガイドラインは、名古屋駅周辺地区における帰宅困難者対策に係る情報伝達に関する基本的な考え方を示したもので、発災時に地区内の事業者の皆様にいつどのような情報を提供していただくか、滞在者・来訪者はいつどこでどのような情報をどのように入手できるか、また、平常時の備えとしてそれぞれが何をしておくべきか等を整理するものです。

2　発災時に提供が求められる情報

	区　分	種　類	内　容	情報の提供時間帯（発災／1時間後／6時間後／24時間後）
発災	周知・注意喚起	安全確保の周知・注意喚起	自衛行動の呼びかけ、危険箇所に係る注意喚起、避難情報	
		混乱回避の周知・注意喚起	一斉帰宅抑制、勤務先や通学先での待機呼びかけ	
発災から概ね1時間後まで	情報入手・提供方法と場所	情報入手・提供方法	各種ウェブサイト、ＳＮＳ（フェイスブック・ツイッター）、災害用伝言板等のアドレス及び使用方法	
		情報入手・提供場所	通信スポット、公衆電話、情報伝達施設、（大型ビジョン、デジタルサイネージ）、掲示板等の場所	
	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報	地震情報	震源地、震度、余震等	
		公共交通機関情報	鉄道・地下鉄・バス等の被害情報、運行情報、復旧見込情報等	
		建物被害情報	屋内待機可否、建物点検結果	
		一時退避場所等情報	一時退避場所・広域避難場所等の場所、混雑状況	
		医療情報	病院、薬局、救護施設等	
概ね6時間後まで		帰宅支援情報	帰宅支援ステーション、徒歩帰宅経路、道路の通行可否、代替輸送等についての情報	
		各地の被害情報	現在地や居住地等の被害情報	
		道路・橋梁情報	通行止め、危険箇所等	
		ライフライン情報	電気・水道・ガス・通信等の被害、復旧情報等	
		気候情報	雨の情報、気温	
概ね24時間後まで		退避施設情報	場所、開設状況、混雑状況、受入可否	

３　情報伝達の体制

滞在者・来訪者への情報伝達にあたっては、発信者から直接情報を提供できる場合と、市災害対策本部、地区内の現地対策本部及び事業者を通じて情報を提供できる場合があります。これらの情報を滞在者・来訪者に対して混乱なく、かつ円滑に提供するためには、発災時の情報伝達の流れを平常時から把握しておくことが重要です。

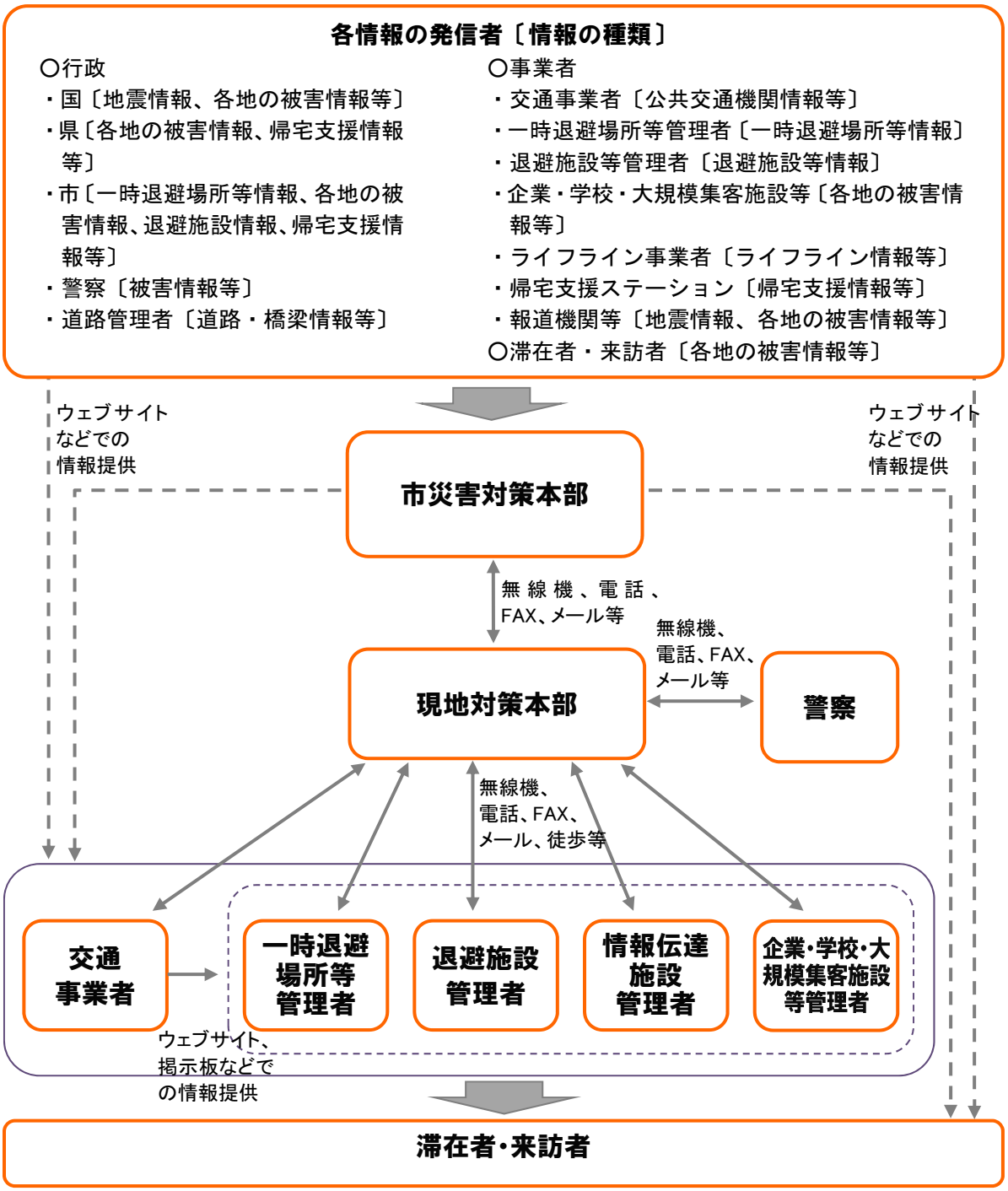

※　現地対策本部は、市災害対策本部の指示に基づいて、名古屋駅周辺地区内に設置されます。市職員はじめ関係機関担当者等によって構成され、地区内の情報伝達の統括的役割を担います。（現地対策本部については、現在のところ、設置に向けた検討を行っているため、市災害対策本部が代行する。）

４　情報提供の基本的な流れ

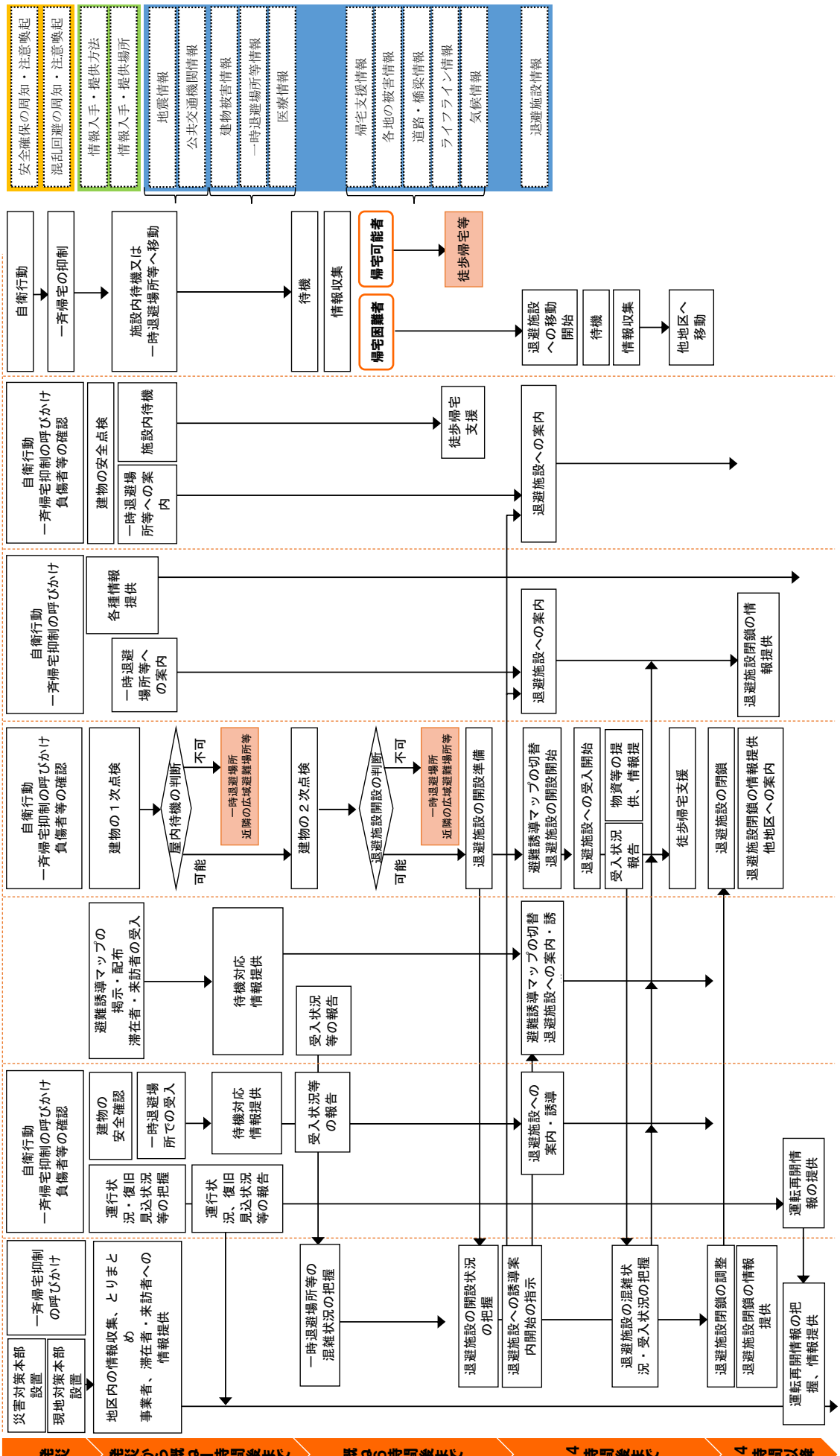

※　各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

５　平常時の備え

（１）啓発の実施

行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行います。

（２）情報伝達体制の構築

発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達体制を平常時から確立しておく必要があります。具体的には、情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち連携に努めること、情報伝達に必要な機器の確保・整備に努めることが必要です。また、本情報伝達ガイドラインを地域で周知・確認しておくことも重要です。

○連絡機器の確保（防災無線）
・一時退避場所や退避施設等の管理者間で情報伝達をするためのデジタル簡易無線機等を常備。

○連絡簿の作成と定期更新
・関係機関の連絡先と連絡窓口・担当者等を掲載した連絡簿を関係者全員で共有し、定期的に更新（年１回程度）。

○訓練・研修等による人材育成
・災害や情報収集伝達に関する訓練や研修を通して人材を育成。

○情報共有ツールの構築
・関係機関で情報を共有するための基盤を構築。

（３）情報入手・提供方法と場所の周知

行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集できるよう、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、ＳＮＳ、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi 等の通信スポットの場所等）に関する情報を、平常時から把握しておきます。

（４）各施設内における情報伝達環境の整備

事業者は、発災時、施設内待機する滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておきます。

（５）安否確認手段・情報入手方法と場所の確認

発災時に帰宅困難者になる場合に備え、一人ひとりが平常時から備えておく必要があります。具体的には、家族等との安否確認手段の確保、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、ＳＮＳ、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi 等の通信スポットの場所等）の確認等を行っておきます。

3「情報伝達ツール」の概要

大規模地震発生時に当地区内の帰宅困難者等が自らの判断で帰宅等できるよう、分かりすく、かつ、効率的に情報伝達の可能な以下のツールについて、部会構成員が中心となり作成し、必要に応じて更新します。

種　類	対象者	活用時期	活用方法	概　要
事業者向け啓発パンフレット	事業者	平常時	対象者へ配布	発災時の混乱回避、従業者・通学者等の安全確保及び徒歩帰宅のために、事業所で平常時から備えるべき対策等を中心に周知・啓発するもの
携帯マニュアル	滞在者・来訪者	平常時及び発災時	駅等の各施設に配架／事業者より従業者等へ事前配布	発災時の混乱回避、安全確保及び徒歩帰宅のために取るべき行動及び必要な情報等を周知・啓発し、発災時に使えるよう常に携帯してもらうもの
啓発ポスター		平常時及び発災時	駅等の各施設に平常時から掲示	発災直後の混乱回避及び安全確保のために取るべき行動等を中心に周知・啓発するもの
避難誘導マップ		発災時（退避施設開設までの間）	駅等の各施設に掲示	地震発生時にエリア内に滞在する者に対して一時退避場所等への誘導や発災時に必要となる情報を知らせるもの
		発災時（退避施設開設から閉鎖までの間）		一時退避場所等に避難している者に対して、退避施設等の所在地や発災時に必要となる情報を知らせるもの
防災アプリ		平常時又は発災時	対象者がダウンロード	現在地とともに「徒歩帰宅支援ステーション」、「一時退避場所等」、「退避施設」の場所をスマートフォンやタブレットで確認できるもの

4 帰宅困難者等の推計について

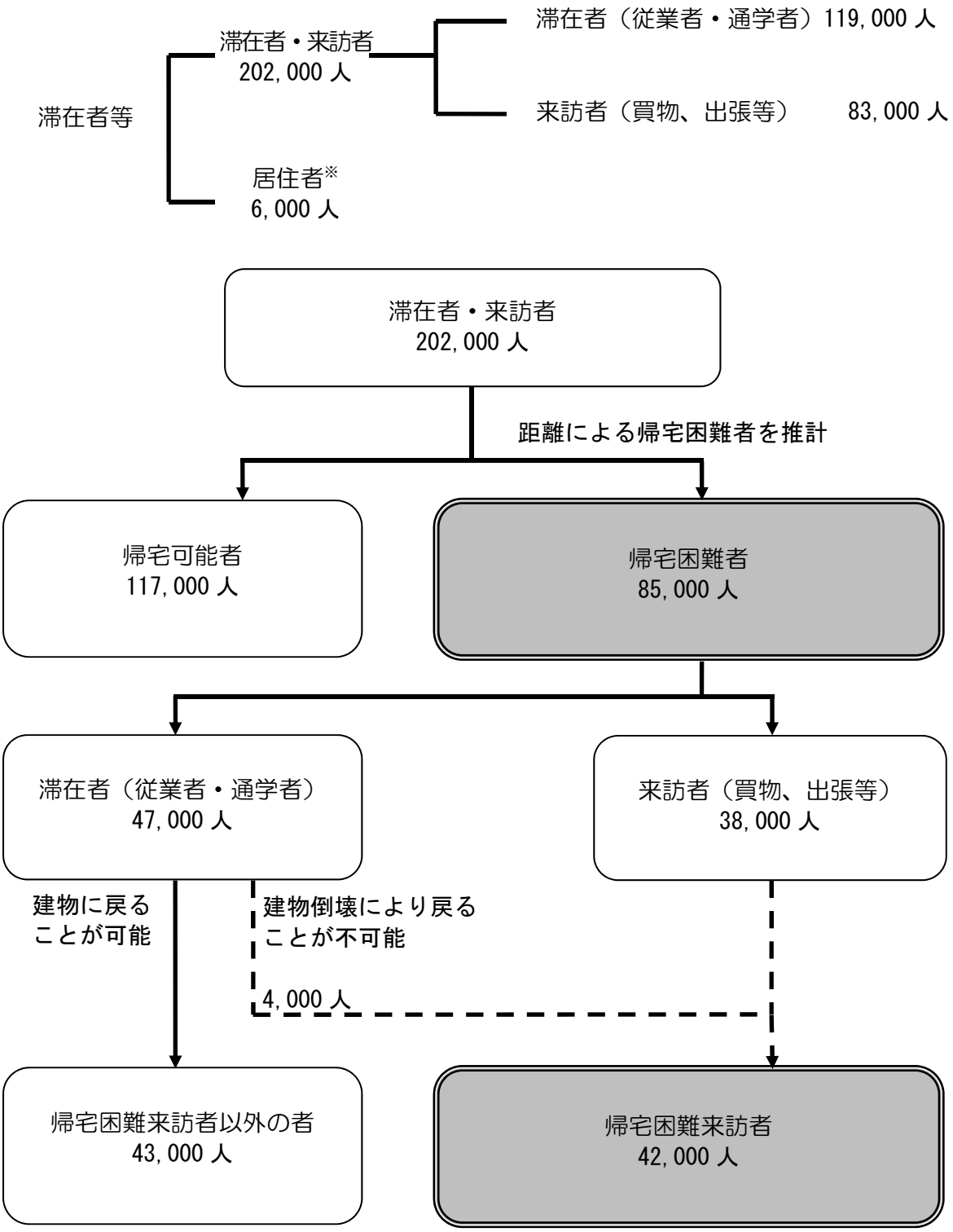

※　第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年）をもとに推計した、平日14時に在宅している地区内居住者のこと